

# 徳島県景観形成指針

資 料 編

平成19年7月

徳島県

目 次  
contents

1	用語解説集	・ ・ ・ ・ ・	1
2	景観計画事例集	・ ・ ・ ・ ・	5
3	支援措置	・ ・ ・ ・ ・	9
4	フォトコンテスト及び写真展	・ ・ ・ ・ ・	13
5	景観ワークショップ	・ ・ ・ ・ ・	14
6	景観に関する著作	・ ・ ・ ・ ・	27
7	各種手続きの流れ	・ ・ ・ ・ ・	28

# 1 用語解説集

ページ欄のローマ数字は章番号を、アラビア数字はページ数で表しています。

	用語	解説	ページ
あ	アイストップ	人の視線を遮るもの。もしくは視線をひきつける対象物。道路の突き当たり等にある建築物や樹木等。	
	アドプト	地元企業や住民が、地元の道路や川の土手のような公共物を自分たちの養子とみなし、定期的に空き缶拾いなどの清掃活動を行う、アメリカ生まれのボランティア制度。	- 3
	アメニティ	生活環境の快適性。楽に暮らすために必要なものが整い、整備されていること等、総合的な心地よさ。	
	美しい国づくり政策大綱	歴史や文化、風土など地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるため、国土交通省が平成 15 年 7 月にまとめた方針。景観面では初の大綱で、政府の観光立国行動計画を支援する役割も担っている。	- 2
	「美し近畿」景観向上プロジェクト	近畿ブロック知事会（福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県）が主催している取り組み。住む人々が「ふるさと」に誇りを持てるような、近畿にふさわしい風景の保全及び創出を目的とし、「美し風景」、「美し風景」を守る地域活動、「美し風景」づくりに取り組む企業の募集・紹介等を行う。	- 1 2
	NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。医療・文化・環境・教育・まちづくりなどあらゆる分野で活動している。	
	屋外広告物	屋外で、常時又は一定の期間継続して公衆に対して表示されるもので、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板など。都道府県の条例で規制を行っている。	- 1 1
か	観光立国行動計画	内閣官房並びに国土交通省が中心となって関係省庁が連携しながらとりまとめたもので、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の副題で平成 15 年 7 月に決定された。地域観光等が示されている。	- 2
	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。	
	景観行政団体	景観法に位置付けられた景観行政を推進するための機関で、都道府県、指定都市、中核市、又は都道府県知事と協議して景観行政を実施することに同意を得た市町村を指す。	- 4
	景観協定	景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結することができる協定。	- 2 4
	景観協議会	景観法に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体等が、組織することができる協議会。	- 2 3
	景観計画	景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。	- 5
	景観計画区域	景観計画で定める景観計画の区域。	- 6
	景観重要建造物	景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、景観行政団体の長が指定したもの。	- 1 0
	景観重要公共施設	景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設（特定公共施設）であって、良好な景観の形成に重要なもの。	- 1 2

	用語	解説	ページ
	景観重要樹木	景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、景観行政団体の長が指定したもの。	- 1 0
	景観整備機構	良好な景観の形成に係る事業等を行う法人又は特定非営利活動法人で、景観行政団体の長が指定したもの。	- 2 5
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画法第 8 条に基づく地域地区。市町村が定める都市計画で、従来之美観地区は廃止され景観地区に移行している。	- 1 9
	景観農業振興地域整備計画	景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が定めることができる計画。	- 1 3
	建築協定	建築基準法に基づき、住民全員の合意によって、一定の区域内における、建築物の用途・高さ・壁面後退等の一定の制限を上乗せして定め、互いに守り合っていく制度。	- 2 2
	高度地区	都市計画法に基づき、用途地域内において、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区	
さ	彩度	色の鮮やかさ。色のない無彩色を 0 として、色が鮮やかになるほど数字を大きくして表される。	- 9
	色相	色の種類。マンセルでは、基本となる 5 色（赤：R，黄：Y，緑：G，青：B，紫：P）と、中間である 5 色（黄赤：YR，黄緑：GY，青緑：GB，青紫：BP，赤紫：RP）の 10 色。基本色には 5 を、中間色には 10 を頭文字としてつけて表し、基本色と中間色の間をさらに 10 分割したものを 1～4，6～9 の頭文字で表される。	- 9
	シーニックバイウェイ	「景色」を意味するシーニックと「脇道，寄り道」を意味するバイウェイをあわせた造語。アメリカ発祥の道路そのものを観光資源として活用しようとする取り組み。	
	修景	建築物や公共施設等の外観を周囲の景観に調和するよう改修や新築を行うこと。	
	重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区の中から価値の高いものとして国が選定した地区。県内では、美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区(S63)，三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区(H17)がある。	
	重要文化的景観	文化財保護法に基づき、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観で、文化財としての価値から特に重要なものについて国が選定。現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、届け出が必要になる。	
	準景観地区	都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、指定する区域。	- 2 2
	森林計画	国、都道府県、市町村、森林所有者等が、それぞれの段階でたてる森林の整備に関する計画。	
	スカイライン	空を背景とした、山や建築物との輪郭線のこと。	

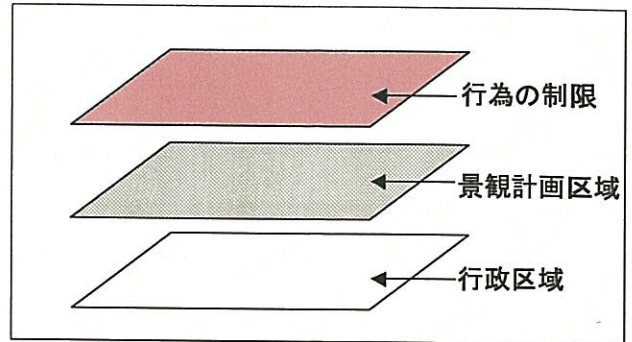
	用語	解説	ページ
た	地区計画	都市計画法に基づき、道路、公園などの施設の配置や建築物の用途、形態等に関する制限について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画。	- 2 3
	地区計画等形態意匠条例	建築物等の形態意匠の制限が定められている地区計画等の区域内において、景観地区と同様の認定制度を導入することが可能になる条例。	- 2 3
	伝統的建造物群保存地区	歴史的な集落・町並みの保存を図る地区。都市計画で定める地区と市町村が条例で定める地区（都市計画区域外）がある。	
	都市再生ビジョン	安全・快適で美しい『生活・活動・交流空間』を創出し、新しい時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンの提案として、平成15年12月に社会資本整備審議会において答申された。都市を再生する基本的方針として「良好な景観・緑」と「地域文化」に恵まれた『都市美空間』の創出等の方針が示されている。	- 2
	とるば	写真を撮るパーキング（フォトスポット&パーキング）の愛称で、国土交通省が情報提供及び募集を行っている。	- 1 2
な	日本で最も美しい村連合	素晴らしい地域資源を持ちながら過疎にある美しい町や村が、自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うこと、地域の自立を推進すること等を目的として設立した団体。県内では上勝町が設立時から加盟している。	
	日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）	地域固有の景観・自然等の資源を有効に活用し、訪れる人と迎える地域の交流による地域コミュニティの再生を目指した、美しい街道空間の形成。シーニックバイウェイ	- 3
は	パブリックコメント	行政機関が政策や計画等を立案するにあたって、事前にその案を示し、意見を募集する制度。	- 2 9
	ファシリテーター	会議やワークショップ等の場において、議論の内容に対して中立な立場で、合意形成へ導く人。	- 2 8
	フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CM などのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための公的機関。映画撮影などを誘致することによって地域の経済・観光振興を図るのが狙い。県内では、徳島県ロケーション・サービスがある。	
	風致地区	都市計画法に基づき、樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図るため定める地区。建築等の行為について、規制が行われている。	
	文化的景観	文化財保護法に基づき、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。	
	まちづくり三法	都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律の総称。	
ま	マルチハビテーション	複数の居住空間を持ち、必要に応じて使いわける居住形態。（例：平日は通勤に便利な都市部で生活し、週末や休暇を郊外でゆっくりと過ごす等）	
	マンセルカラーシステム（マンセル表色系）	色の3属性（色相、明度、彩度）に基づいた色彩を表現する体系（表色系）の一種。 色相 明度/彩度（例：5B 5/10）と記載される。	

	用語	解説	ページ
	無電柱化	道路上から電柱・電線をなくすこと。道路の地下空間を利用する地中化による方法の他、裏配線、軒下配線等の方法がある。	
	明度	色の明るさを示す。白や黒など色を持たないものを無彩色といい、これを基準に、無彩色の中で最も明るい白を明度の 10 とし最も暗い黒を明度 0 とし、その中間の明るさ、いわゆる灰色に 2 ~ 9 の数字を割り当てる。(現実の色票(色見本)などでは、白は 9.5、黒は 1 の値を用いる)	- 9
や	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的能力、言語など、人々の様々な特性や違いを超えて、はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方。	
ら	ランドスケープ	景観を構成する諸要素。資源、環境、歴史などの要素が構築する政治的、経済的、社会的シンボルや空間。または、そのシンボル群や空間が作る都市そのもの。風景、景観、造園等と訳される。	
	ランドマーク	特徴のある建築物や構造物等を指す。目印として、道案内等の役割を果たす他、その地域のイメージを印象づけていることもある。	
	緑化地域	都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける区域。	
	緑地保全地域	都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として定められる地区。	
わ	ワークショップ	一方通行的な知識や技術の伝達でなく、「参加体験型のグループによる学習や創造の場」として、まちづくりなどの分野で用いられている住民参加の手法。	- 2 8

## 2 景観計画事例集

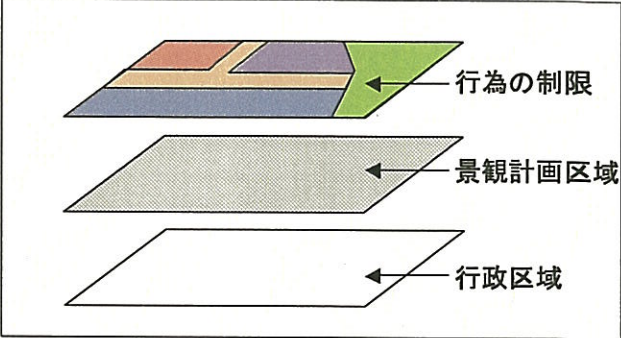
### (1) 行政区域全域に同じ基準を設けている例

行政団体名	市川市													
計画名	市川市景観計画													
景観計画区域	市川市全域													
目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水と緑を生かした心地よい景観をつくる</li> <li>・歴史文化を伝える風情のある景観をつくる</li> <li>・まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくる</li> <li>・快適、安全性を基本に、市民参加により、生活風景を大切にしたい心に残る景観をつくる</li> </ul>													
景観形成に関する方針 (法第8条第2項第2号)	自然と歴史の住宅地ゾーン等の地域区分別及び河川の景観等の景観を構成する要素別に基本方針を定めている。													
行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号)	<p>景観形成基準を次のとおり定めている。</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物の建築等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の周辺環境に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置とし、植栽等による緑化を行う。</li> <li>・まち並みの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和する配置、デザインとする。</li> <li>・屋根は周囲と調和する形態・素材・色彩を用いる。</li> <li>・原色は用いない。色数は極力少なくするとともに、際だつ色の使用面積は最小限とする 等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体に建設する場合は、建築物本体とのデザインをあわせる。</li> <li>・駐車場、貯蔵施設等は、外周部を緑化するなど、修景を行う。</li> <li>・擁壁は、緑化や素材・形態の工夫を行う。</li> <li>・道路交通法等の他法令に基準のある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いない。</li> </ul> </td> </tr> </table>		建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の周辺環境に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置とし、植栽等による緑化を行う。</li> <li>・まち並みの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和する配置、デザインとする。</li> <li>・屋根は周囲と調和する形態・素材・色彩を用いる。</li> <li>・原色は用いない。色数は極力少なくするとともに、際だつ色の使用面積は最小限とする 等</li> </ul>	工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体に建設する場合は、建築物本体とのデザインをあわせる。</li> <li>・駐車場、貯蔵施設等は、外周部を緑化するなど、修景を行う。</li> <li>・擁壁は、緑化や素材・形態の工夫を行う。</li> <li>・道路交通法等の他法令に基準のある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いない。</li> </ul>								
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の周辺環境に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置とし、植栽等による緑化を行う。</li> <li>・まち並みの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和する配置、デザインとする。</li> <li>・屋根は周囲と調和する形態・素材・色彩を用いる。</li> <li>・原色は用いない。色数は極力少なくするとともに、際だつ色の使用面積は最小限とする 等</li> </ul>													
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体に建設する場合は、建築物本体とのデザインをあわせる。</li> <li>・駐車場、貯蔵施設等は、外周部を緑化するなど、修景を行う。</li> <li>・擁壁は、緑化や素材・形態の工夫を行う。</li> <li>・道路交通法等の他法令に基準のある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いない。</li> </ul>													
(参考) 届出対象行為	一定規模以上の建築物、工作物の新築、増改築、外観の変更等 (建築物：高さ20m又は延べ面積3,000平方メートルを越えるもの)													
景観重要樹木又は景観重要建造物の指定の方針	<table border="1"> <tr> <td>建造物</td> <td> <p>地域の区分ごとに指定の方針を定めている。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>指定の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅前商業地ゾーン</td> <td>ランドマーク性のある景観上優れたもの 商業地にふさわしい景観上優れたもの</td> </tr> <tr> <td>歴史的街なみゾーン</td> <td>塀や生け垣、門などと建築物が組み合わせり 自然環境と調和したもの 旧街道沿いの景観を印象づけるもの</td> </tr> <tr> <td>幹線道路沿道ゾーン</td> <td>ランドマーク性、シンボル性のある景観上優れたもの 道路の沿道にふさわしい景観上優れたもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>樹木</td> <td>その地域を象徴する、またはその場所を示す等の価値を有する樹木について、所有者の同意の下に景観形成上の必要性及び効果をもって指定する。</td> </tr> </table>	建造物	<p>地域の区分ごとに指定の方針を定めている。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>指定の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅前商業地ゾーン</td> <td>ランドマーク性のある景観上優れたもの 商業地にふさわしい景観上優れたもの</td> </tr> <tr> <td>歴史的街なみゾーン</td> <td>塀や生け垣、門などと建築物が組み合わせり 自然環境と調和したもの 旧街道沿いの景観を印象づけるもの</td> </tr> <tr> <td>幹線道路沿道ゾーン</td> <td>ランドマーク性、シンボル性のある景観上優れたもの 道路の沿道にふさわしい景観上優れたもの</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	指定の方針	駅前商業地ゾーン	ランドマーク性のある景観上優れたもの 商業地にふさわしい景観上優れたもの	歴史的街なみゾーン	塀や生け垣、門などと建築物が組み合わせり 自然環境と調和したもの 旧街道沿いの景観を印象づけるもの	幹線道路沿道ゾーン	ランドマーク性、シンボル性のある景観上優れたもの 道路の沿道にふさわしい景観上優れたもの	樹木	その地域を象徴する、またはその場所を示す等の価値を有する樹木について、所有者の同意の下に景観形成上の必要性及び効果をもって指定する。	
建造物	<p>地域の区分ごとに指定の方針を定めている。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>指定の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅前商業地ゾーン</td> <td>ランドマーク性のある景観上優れたもの 商業地にふさわしい景観上優れたもの</td> </tr> <tr> <td>歴史的街なみゾーン</td> <td>塀や生け垣、門などと建築物が組み合わせり 自然環境と調和したもの 旧街道沿いの景観を印象づけるもの</td> </tr> <tr> <td>幹線道路沿道ゾーン</td> <td>ランドマーク性、シンボル性のある景観上優れたもの 道路の沿道にふさわしい景観上優れたもの</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	指定の方針	駅前商業地ゾーン	ランドマーク性のある景観上優れたもの 商業地にふさわしい景観上優れたもの	歴史的街なみゾーン	塀や生け垣、門などと建築物が組み合わせり 自然環境と調和したもの 旧街道沿いの景観を印象づけるもの	幹線道路沿道ゾーン	ランドマーク性、シンボル性のある景観上優れたもの 道路の沿道にふさわしい景観上優れたもの					
地域区分	指定の方針													
駅前商業地ゾーン	ランドマーク性のある景観上優れたもの 商業地にふさわしい景観上優れたもの													
歴史的街なみゾーン	塀や生け垣、門などと建築物が組み合わせり 自然環境と調和したもの 旧街道沿いの景観を印象づけるもの													
幹線道路沿道ゾーン	ランドマーク性、シンボル性のある景観上優れたもの 道路の沿道にふさわしい景観上優れたもの													
樹木	その地域を象徴する、またはその場所を示す等の価値を有する樹木について、所有者の同意の下に景観形成上の必要性及び効果をもって指定する。													
備考	景観形成基準の他、勧告基準、また、特定届出対象行為については変更命令基準(色彩)をあわせて定めている。													



区域イメージ図

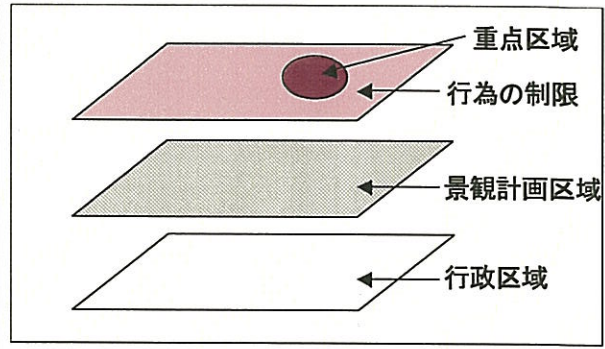
(2) 全域を特性ごとに区分し、区分ごとに基準を設けている例

行政団体名	各務原市													
計画名	各務原市景観計画													
景観計画区域	各務原市全域													
目的・目標	公園都市・かがみはらにふさわしい景観													
景観形成に関する方針 (法8条2項第2号)	景観特性や土地利用の現況を考慮して、市全域を「森の風景区域」、「川の風景区域」、「田園と歴史の風景区域」、「まちの風景区域」という4つの区域に区分し、各風景区域ごとに良好な景観の形成に関する方針を定めている。													
														
行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号)	建築物の高さの最高限度	<p>各風景区域内を用途地域等により区分し、それぞれに基準を定めている。</p> <p>(例) 川の風景区域における建築物の高さの最高限度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>高さの基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>10m以下</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域</td> <td>13m以下</td> </tr> <tr> <td>第1種住居地域</td> <td>13m以下</td> </tr> <tr> <td>第2種住居地域</td> <td>13m以下</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>25m以下</td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	高さの基準	市街化調整区域	10m以下	第1種中高層住居専用地域	13m以下	第1種住居地域	13m以下	第2種住居地域	13m以下	工業地域	25m以下
対象地域	高さの基準													
市街化調整区域	10m以下													
第1種中高層住居専用地域	13m以下													
第1種住居地域	13m以下													
第2種住居地域	13m以下													
工業地域	25m以下													
	大規模な行為に関する制限	<p>行為の内容ごとに、周囲との調和への配慮等の基準を定めている。</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物</td> <td>配置, 外構, 高さ, 形態意匠, 色彩, 素材, 付属建築物及び付属設備, 緑化, 照明</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>配置, 高さ, 形態意匠, 色彩, 素材, 緑化, 照明</td> </tr> <tr> <td>良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為</td> <td>土地の形質の変更等(緑化, 伐採, 環境) 土石の採取等(遮蔽, 環境) 木竹の伐採(伐採, 環境) 屋外における土石等の堆積(遮蔽, 高さ)</td> </tr> </table>	建築物	配置, 外構, 高さ, 形態意匠, 色彩, 素材, 付属建築物及び付属設備, 緑化, 照明	工作物	配置, 高さ, 形態意匠, 色彩, 素材, 緑化, 照明	良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為	土地の形質の変更等(緑化, 伐採, 環境) 土石の採取等(遮蔽, 環境) 木竹の伐採(伐採, 環境) 屋外における土石等の堆積(遮蔽, 高さ)						
建築物	配置, 外構, 高さ, 形態意匠, 色彩, 素材, 付属建築物及び付属設備, 緑化, 照明													
工作物	配置, 高さ, 形態意匠, 色彩, 素材, 緑化, 照明													
良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為	土地の形質の変更等(緑化, 伐採, 環境) 土石の採取等(遮蔽, 環境) 木竹の伐採(伐採, 環境) 屋外における土石等の堆積(遮蔽, 高さ)													
(参考) 届出対象行為	<p>建築物及び工作物の新築・増改築等。 ただし、一定規模以下については適用除外を設けている。</p> <p>(例) 適用除外 高さ20m以下、地上の階数が6以下で、かつ延べ面積が1,000㎡以下の建築等</p>													
景観重要樹木又は景観重要建造物の指定の方針	樹木	各務原市保存樹木及び保存樹林の指定等に関する要綱による保存樹木の指定を継続して推進するとともに、必要に応じて景観重要樹木の指定を行う。												
	建造物	登録有形文化財として登録されている建造物を積極的に指定する他、登録文化財以外でも地域のシンボリック的存在となっている等、景観上重要な建造物については指定を行う。												
備考	大規模行為の色彩については、色彩ガイドラインが策定されている。													



(3) 一部の区域を重点的に景観形成を図る例

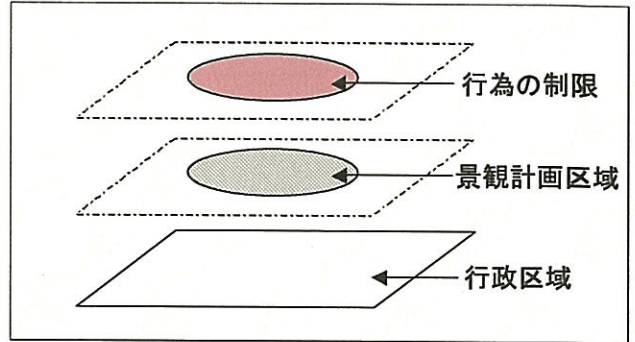
行政団体名	小田原市									
計画名	小田原市景観計画									
景観計画区域	小田原市全域									
目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然環境と調和した潤いとやさらぎのある景観の形成</li> <li>歴史的、文化的資源を活用した落ち着いた風情がある景観の形成</li> <li>活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成</li> </ul>									
景観形成に関する方針 (法第8条第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然や歴史を守り、伝承する</li> <li>潤いと個性を育てる</li> <li>特性を豊かな空間づくりに活かす</li> </ul> <p>という共通事項の他、類型別(都市的景観、自然的景観)、構造別(拠点景観、軸的景観)及び景観重点区域にそれぞれ方針を定めている。</p>									
行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号)	景観計画重点区域 (小田原城周辺地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根、建築物の外壁及び工作物の色彩を制限。</li> <li>(例) 建築物の外壁及び工作物の色彩</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相 及び 明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>8.5 以上の場合 2 以下とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.5 未満の場合 4 以下とする</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>全域 0.5 以下とする</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁がない立体駐車場の過半及び建築設備を道路から直接露出させない。</li> <li>自動販売機、日よけテントの色彩制限。</li> <li>塀、擁壁の修景。</li> </ul>	使用する色相 及び 明度	彩度	0.1YR ~ 5Y	8.5 以上の場合 2 以下とする		8.5 未満の場合 4 以下とする	上記以外の色相	全域 0.5 以下とする
	使用する色相 及び 明度	彩度								
	0.1YR ~ 5Y	8.5 以上の場合 2 以下とする								
	8.5 未満の場合 4 以下とする									
上記以外の色相	全域 0.5 以下とする									
景観計画重点区域 (小田原駅周辺地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び工作物の外観の色彩を制限。</li> <li>外壁がない立体駐車場の過半及び建築設備を道路から直接露出させない。</li> <li>自動販売機の色彩の制限。</li> <li>建築物の新築に係る緑の確保。</li> </ul>									
市全域 (重点区域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び工作物については、外観の色彩を制限。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>4 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>6 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁は化粧型枠等による仕上げ又は前面に植栽する等により構造体の過半を直接露出させない。</li> </ul>	使用する色相	彩度	0.1R ~ 10R	4 以下とする。	0.1YR ~ 5Y	6 以下とする。	上記以外の色相	2 以下とする。	
使用する色相	彩度									
0.1R ~ 10R	4 以下とする。									
0.1YR ~ 5Y	6 以下とする。									
上記以外の色相	2 以下とする。									
(参考) 届出対象行為	重点区域	全ての建築物・工作物の新築・増築・改築又は移転等								
	全域(重点区域以外)	一定規模以上の建築物又は工作物新築・増築・改築又は移転等 (例) 最高の高さが12m以上又は延べ面積が1,000㎡以上の建築物の新築・改築又は移転、もしくは外観の変更等								
景観重要樹木又は景観重要建造物の指定の方針	樹木	樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独のもので、市民に親しまれている樹木を指定するとして、基準を定めている。								
	建造物	市民に親しまれている建造物(建築物及び工作物)を指定するとして、基準を定めている。								
屋外広告物の表示等の制限に関する事項	小田原城周辺地区	城址内での表示は原則禁止とし、城址に面する区域では表示面積、形状、位置、色彩等について規制を行う。								
	小田原駅周辺地区	高彩度の色彩の使用は避け当該建築物の外壁等の色彩と一体的な色相や彩度を用い、形状・面積等の規制も行う。								
景観重要公共施設の整備に関する事項	道路を景観重要公共施設に位置づけ(景観重要道路)、その整備に関する方針を定めている。									
景観重要公共施設における許可等の基準	景観重要道路内において工作物等の道路占用の許可を行う際に配慮する事項(設置位置、形態意匠及び色彩)を定めている。									
備考	景観計画重点区域について、屋外広告物条例を独自に制定している。 建築物の高さについては、高度地区により制限。									



区域イメージ図

(4) 限定した区域で景観形成を図る例

行政団体名	一関市													
計画名	本寺地区景観計画													
景観計画区域	市の一部(約760ha)													
目的・目標	荘園絵図の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡を守り、農村と水田の美しさを次世代に伝える													
景観形成に関する方針 (法第8条第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中世から続く景観を次世代に継承する</li> <li>・水田を中心とした伝統的な農村景観を継承する</li> <li>・美しい農村集落の景観と農家のたたずまいを継承する</li> <li>・来訪者への利便機能を整備する</li> <li>・景観阻害要因を排除し協議等によって景観向上を図る</li> </ul>													
行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号)	建築物	新築の場合は木造和風、高さ、屋根の勾配等の形態意匠、壁面の位置の制限等。  (例) 建築物の形態意匠に係る基準 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>コアゾーン</th> <th>バッファゾーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>新築では和風木造で、2階建て以下を基本とする。</td> <td>新築では和風木造を基本とする。</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、庇は45cm以上とする。</td> <td>新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。</td> <td>板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。</td> </tr> </tbody> </table>		コアゾーン	バッファゾーン	構造	新築では和風木造で、2階建て以下を基本とする。	新築では和風木造を基本とする。	屋根	新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、庇は45cm以上とする。	新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。	外壁	板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。	板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。
	コアゾーン	バッファゾーン												
構造	新築では和風木造で、2階建て以下を基本とする。	新築では和風木造を基本とする。												
屋根	新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、庇は45cm以上とする。	新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。												
外壁	板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。	板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。												
	工作物	緑化、配置、色彩の制限等												
	その他	土地の形質の変更、木竹の伐採等、屋外における物の堆積に制限を設けている。 ※景観形成基準について、景観的特徴を継承するため最低限守らなければならない「基準」と継承に必要な条件である「指針」のふたつのルールが定められている。 ※制限はコアゾーン(重要文化的景観)とバッファゾーン(緩衝地帯)で、その強弱・内容等に違いがある。												
(参考)届出対象行為	建築物	建築面積が10平方メートルを越える新築、増改築等												
	工作物	一定の高さを超えるもの等(工作物により異なる)												
	その他	行為により、届出対象となる規模等を定めている。												
景観農業振興地域整備計画に関する基本的な事項	「荘園絵図の姿を今に伝える文化的景観を守り、農業を活性化するとともに現在の伝統的農村景観の美しさを次世代に伝える」ことを基本方針とし、土地の農業上の利用や農用地・農業用施設の整備についても景観との調和に配慮し、地域住民の意向をふまえた総合的な景観保全型農業の振興を図る。													
備考	景観計画区域のうち、コアゾーンは重要文化的景観に選定されている。													



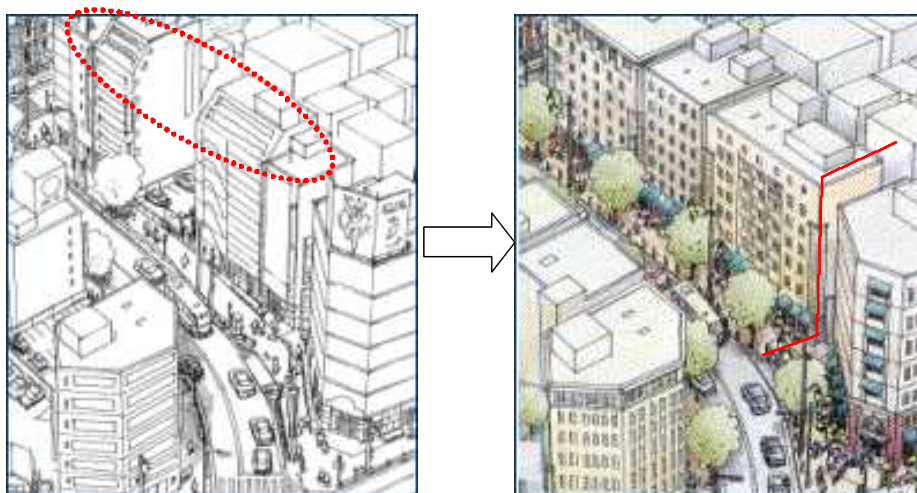
区域イメージ図

### 3 支援措置

#### (1) 規制緩和（建築基準法の特例）

景観地区における斜線制限の適用除外

壁面の位置、高さの最高限度等を定めることにより、斜線制限の適用が除外され、統一されたスカイラインが形成されます。



景観重要建造物に対する規制緩和

現状の外観を保存するため、条例を定めることによって、建築基準法上の規制の一部を緩和することが可能になります。伝統的建造物群保存地区内での緩和規定を設けていない項目もあります。( )

#### 建築基準法の制限緩和対象項目

第 21 条	大規模建築物の防火措置	第 54 条	低層住居専用地域内の外壁の後退距離
第 22 条	屋根不燃区域の屋根、	第 55 条	低層住居専用地域内の高さの制限
~ 24 条の 2	外壁等の防火措置	第 56 条	斜線制限
第 25 条	大規模木造建築物等の外壁等の防火措置	第 56 条の 2	日影制限
第 28 条	居室の採光及び換気	第 58 条	高度地区
第 43 条	接道義務	第 61 条	防火地域・準防火地域内の建築
第 44 条	道路内の建築制限	~ 64 条	制限
第 47 条	壁面線による建築制限	第 67 条の 2	特定防災街区整備地区内の建築
第 52 条	容積率		制限
第 53 条	建ぺい率	第 68 条	景観地区内の建築制限

(2) 財政面での支援

補助事業等

名称	目的	採択基準等	補助対象	事業主体	補助率等	所管
景観形成総合推進事業	良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。	外客来訪促進地域で、 <b>景観重要建造物</b> 又は <b>景観重要樹木</b> の存する地域	必須事業 <b>景観重要建造物の修理等</b> 又は <b>景観重要樹木の枯損・倒伐防止措置等</b> 選択事業 <b>景観重要建造物の外観修景</b> 、 <b>景観阻害の解消</b> 、 <b>施設整備</b> 、 <b>公共公益施設の高質化</b> 、 <b>各種活動</b>	市町村 民間団体 個人	1 / 3 事業費の 1/3 以内かつ市町村の補助に要する費用の 1/2	都市計画課  (国土交通省 都市・地域整備局)
景観形成事業推進費	良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進に資する施設整備について、年度途中の追加的需要に対応することにより、景観形成を推進する。	<b>景観計画</b> に定められた事業 <b>景観計画区域</b> 、 <b>景観地区</b> 等で行われる良好な景観形成に係る事業。	公共事業関係費(災害復旧事業費を除く)に係る事業	推進費を充当する各事業制度に従う。		(国土交通省 国土計画局)
都市再生プロジェクト及び景観形成施設整備推進費						
街なみ環境整備事業	住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。	街並み環境整備促進区域(要件に、 <b>景観計画区域</b> 及び <b>景観地区</b> が追加)	協議会活動助成 整備方針策定 街なみ整備事業 街なみ整備助成事業	地方公共団体	1/2 間接 1/2 直接 1/2 直接 1/3 間接	住宅課  (国土交通省 住宅局)
まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした、個性あるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。	都市再生整備計画の作成等	基幹事業 道路・公園等施設整備 提案事業 調査・まちづくり活動推進 ・地域創造支援等	市町村	約 4 0 %	都市計画課 住宅課  (国土交通省 都市・地域整備局・住宅局)
電線共同溝整備事業	電線類地中化を一層促進することにより、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、地域活性化等を図る。	電線共同溝整備道路(景観重要道路を指定することが可能)	電線共同溝の整備	道路を管理する国又は地方公共団体	1 / 2 (ただし、道路の新築・改築による場合は当該新築・改築に係る補助率)	道路保全課  (国土交通省 道路局)
ふるさとの川整備事業	河川周辺のまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、周辺の自然的・歴史的な社会環境にあわせて「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行う。	周辺の環境、地域整備等との関連において、一体的に良好な水辺空間の整備・保全を図る必要があると認められる河川等	市町村等が行う区画整理や公園整備等のまちづくりと一体となった川づくり 河川改修の中で良好な水辺空間の形成	国 都道府県 市町村	規定事業	河川課  (国土交通省 河川局)
美しい村づくり総合整備事業	活力ある農林水産業の持続的な発展を図るとともに、自然環境や景観にも優れた美しいむらづくりを実現する。	市町村等が策定する農村振興基本計画において「美しい村づくり」の取組みの基本方針が明記されていること等	農村振興総合整備統合補助事業 むらづくり総合整備事業 居住地森林環境整備事業 ・居住地環境基盤事業 漁港環境整備統合補助事業	市町村	構成事業の補助率による	農山村整備課 農地整備課 森林整備課 林業生産課 水産課  (農林水産省 農村振興局)

名称	目的	採択基準等	補助対象	事業主体	補助率等	所管
田園整備事業	豊かな自然、伝統、文化などを再評価し地域資源の保全、活用を通じた住民主体の地域づくりを目指す。	事業計画区域及び事業計画が構想に即したものとなっていること等	公共公益施設用地整備 伝統的農業施設等の整備 田園交流基盤の整備	都道府県 市町村等	1 / 2	農山村整備課 農地整備課  (農林水産省 農村振興局)
元気な地域づくり交付金	農地・用水・人材・自然環境・景観・文化・歴史などの地域資源を創意と工夫により有効に活用する「元気な地域づくり」を推進する。	それぞれの実施基準による	美の田園復興 田園自然環境保全 農村景観整備促進 里山棚田・自然景観等の保全推進等 景観に係るものを抜粋	市町村等 (メニューにより異なる)	配分基準による	農山村整備課 農地整備課  (農林水産省 農村振興局)
景観・自然環境保全形成支援事業	農村景観・自然環境の保全・形成等に向けた地域の取組を支援し、それらを活用した地域活性化を図る取組を効率的・効果的に実施する。	公募による	農村自然環境の保全再生 地域資源を活用した農村活性化 農村景観形成、自然再生活動を行う組織に対する直接支援	民間団体等	限度額以内	   (農林水産省 農村振興局)
文化的景観保護推進事業	文化的景観の保存と活用を図る。	文化的景観の保存活用のために行う事業	調査事業 保存計画策定事業 整備事業 普及・啓発事業	地方公共団体	1 / 2	文化財課  (文化庁)

## その他

事業名称等	概要	要件等	備考
住民参加型まちづくりファンド	募集等により住民・企業等からの資金拠出が既に行われている、もしくは今後行うことが見込まれる「まちづくりファンド」(公益信託又は公益法人)に対し、民間都市開発推進機構が資金拠出により支援する制度。	次の全ての要件を満たしていること。 地域住民、地元企業等によるまちづくり事業への助成等を行う公益信託又は公益法人(財団法人又は社団法人) 地方公共団体から資金拠出が行われている。 募集等によって、当該まちづくりファンドに住民・企業等からの資金拠出が既に行われている、又は、今後行われることが見込まれる。	次のうち最も少ない金額を限度とする。 2,000万円(ただし、特段の必要性が認められる場合は、5,000万円) 当該ファンドに対する地方公共団体の拠出金額。 当該ファンドの総資産額(民間都市機構拠出分を含む)の1/3。
景観・歴史的建造物活用・整備事業(政策金融)	日本政策投資銀行の低利融資。	<b>景観重要建造物及び景観地区並びに準景観地区</b> 内の建造物の活用・整備又は保全に関する事業等	政策金利、融資比率30%
所得税、法人税の特例	譲渡所得について、1,500万円の特別控除適用。	景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地(代替地を含む)を、地方公共団体又は民法34条法人である景観整備機構等へ譲渡した場合。	

### (3) 景観法の普及啓発

#### 「景観の日」の制定

平成16年6月1日に開催された「日本の景観を良くする国民運動推進会議」全国大会において、「毎年6月1日を景観の日とする」ことが提唱（大会決議）され、平成17年4月、景観法を所管する農林水産省、国土交通省及び環境省において、同法の基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的として、同法の全面施行日である6月1日を「景観の日」に制定し、同日を中心として各種の普及啓発活動を重点的に実施していくこととされています。

#### 景観に関する研修の実施

景観法設立・施行を受けて、国土交通大学校及び（財）全国建設研修センターにおいて「景観実務研修」が平成16年度より実施されています。

#### 景観行政団体ネット

（財）都市づくりパブリックデザインセンターが事務局となって開設しているホームページ。景観法・景観条例に関する制度運用や活用事例などについて、国土交通省、各景観行政団体等の会員が、相互に情報の提供・共有化及び意見交換を図ることを目的として設立されました。

会員登録を行うことにより取組状況等の専用ページの閲覧が可能になりますが、他自治体の景観計画の一覧等は会員以外でも閲覧可能となっています。

URL <http://www.keikan-net.org/>

#### 「美（うま）し近畿」景観向上プロジェクト

美（うま）しとは、満ち足りていて美しい、すばらしいと賛美する気持ちを表す言葉。『日本書紀』『万葉集』『古事記』『竹取物語』等に出てくる言葉で、古くから大和の国およびその周辺の国を指す場合が多い。

近畿ブロック知事会議（福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県）では、近畿における、豊かな生活環境の実現、交流人口の増大、地域の活力の醸成、そして何よりそこに住む人々が「ふるさと」に誇りを持てるような、近畿にふさわしい風景を守り育てるとともに新たに創出していくことを目的とした「美し近畿」景観向上プロジェクトを、次のとおり実施しています。

- ・「美し風景」の発掘
- ・「美し風景」を守る地域の取組
- ・「美し風景」貢献企業

## 4 フォトコンテスト及び写真展

徳島県では、郷土の美しい景観を守り後世に引き継ぐとともに、新たな景観を創造するための取り組みの一環として、徳島の魅力ある景観を再発見し、そうした景観が身近に埋もれているということを知ってもらうことを目的として平成18年度に「あるでないでええ景観！」フォトコンテスト及び写真展を社団法人徳島県建築士会と共催で開催しました。

### (1) フォトコンテスト

作品募集期間：平成18年5月1日～8月15日

募集内容：県内の良好な景観を撮影した写真

(フォト部門：六切りサイズ，スナップ部門：Lサイズ程度)

応募点数：合計665点(フォト部門：205点，スナップ部門：460点)

審査：平成18年8月20日(日) 市原基氏による公開審査

表彰：平成18年10月8日(日)



講評



審査中の市原基氏

### (2) 写真展

フォトコンテストに応募いただいたすべての作品を展示し、写真展を開催しました。期間中、多数の方にご来場いただき、「身近なところにも素晴らしい景観があることを再発見した」、「私たちの街や郷土の自然を大切にしなければ」といったご意見をいただきました。

期間：平成18年10月3日～10月9日

場所：徳島県立近代美術館 ギャラリー



会場風景

## 5 景観ワークショップ

### (1) 景観ワークショップの概要

日 時 下表のとおり

会 場 下表のとおり

内 容

- ・景観法の概要とその活用方法を理解してもらう。
- ・「あるでないで ええ景観！」フォトコンテストの応募作品を活用しながら、地域の魅力ある景観を発掘、発見し、「徳島県景観マップ(仮称)」の完成を図る。
- ・地域の景観における可能性を参加者みんなで考える。  
その結果として、参加者の景観に対する意識を高めてもらう。

進 行 徳島県及び(社)徳島県建築士会

参加者 地域住民, 各種まちづくり団体及び市町村職員

地区名	開催日	会 場	対象市町村
海部	10月14日(土)	日和佐公民館大会議室	美波町・牟岐町・海陽町
小松島勝浦	10月15日(日)	ふれあいセンター立江 大会議室	小松島市・勝浦町・上勝町
美馬	10月28日(土)	美馬市脇町老人福祉センター 3F 大会議室	美馬市・つるぎ町
阿南那賀	10月29日(日)	富岡公民館 ホール	阿南市・那賀町
板野	11月5日(日)	藍住町農業振興センター (藍住町立図書館 2F 大会議室)	松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・阿波市の一部(旧土成町・旧吉野町)
徳島・神山 ・佐那河内	11月11日(土)	徳島県建設センター 6F 大会議室	徳島市・神山町・佐那河内村
鳴門	11月12日(日)	鳴門市役所共済会館 3F 大会議室	鳴門市
吉野川市・ 石井・旧阿 波郡	12月9日(土)	吉野川市鴨島町文化研修 センター 多目的ホール	吉野川市・石井町・阿波市の一部(旧阿波町・旧市場町)
三好	12月16日(土)	三好市保健センター 多目的ホール	三好市・東みよし町

開催時間はいずれも 13:30 ~ 16:30 頃



## 2) フォトコンテスト及びワークショップから得られた各地区の主な景観

### 海部地区



穴喰水床湾（海陽町）



漁村のまちなみ（牟岐町）



薬王寺（美波町）

#### 海・海岸の景観

- ・太平洋の景観（サンラインや燈台跡から見る）
- ・大浜海岸（美波町）
- ・田井ノ浜（美波町）
- ・大里の松原（海陽町）
- ・牟岐の海岸線
- ・モラスコ牟岐とその周辺（牟岐町）
- ・千羽海岸
- ・木岐の白浜から見渡す景観
- ・だるま朝日（大浜海岸，田井ノ浜）
- ・えびす洞（岩ツバメ，波・潮吹岩）
- ・恵比須浜の燈台「阿瀬比」・サーフィン浜
- ・小浜海岸（美波町）
- ・日和佐浦（美波町）
- ・穴喰水床湾（海陽町）
- ・大島，出羽島
- ・小張崎

#### 漁村・港の景観

- ・日和佐の小浜（美波町）
- ・城山公園から見る由岐港
- ・出羽島，出羽島山頂から見た漁港（牟岐町）
- ・ミセ造りのまちなみ（出羽島，日和佐，鞆の浦他）

#### 山の景観

- ・大戸の御世山
- ・西河内の玉ずし山
- ・志和岐～伊座利の景観
- ・木岐～伊座利の桜街道
- ・南阿波サンライン
- ・西由岐の自然

#### 滝・溪谷の景観

- ・大戸の赤滝
- ・黒滝
- ・赤松溪谷から見える溪谷
- ・喜来の滝
- ・轟きの滝
- ・とどろの滝

#### 山村の景観

- ・山河内日沢の棚田
- ・山河内原ヶ野の棚田
- ・橘地区の棚田（牟岐町）

#### 川の景観

- ・日和佐川源流
- ・宝木橋から見る日和佐
- ・厄除け橋と岩ツバメ
- ・牟岐川と牟岐川の鯉
- ・海部川と母川のホタル

#### 市街地の景観

- ・日和佐城から見えるまちなみ
- ・美波町桜町
- ・道の駅日和佐，足湯から見る景色
- ・ぼっぼマリン由岐駅
- ・暮盤の目のような牟岐の東地区
- ・牟岐町
- ・大関水泳場

#### 歴史的な景観

- ・寺前，本村の門前町（美波町日和佐）
- ・大里の旧武家屋敷（海陽町海南）
- ・失われつつある豪商家屋（牟岐町）
- ・古民家屋敷「満石邸」（牟岐町）
- ・木岐浜田宅
- ・木岐格子戸（美波町）
- ・うだつ
- ・田井ノ浜遺跡

#### 社寺の景観

- ・薬王寺（美波町）
- ・平等寺（美波町）
- ・薬王寺奥の院「泰仙寺」
- ・正観寺

#### 樹木や植物の景観

- ・サンラインのおがたまの木
- ・北河内のタチバナの木
- ・木岐のホルトノキ
- ・由岐坂トンネルを由岐に入った所の紅葉
- ・浜名元町長宅裏のタブノキ
- ・牟岐町河内笹見の古木「むくの木さん」
- ・観音寺のサツキ
- ・伊座利のソテツ
- ・西町のバクチの木
- ・田井ノハマボウ
- ・牟岐町のあじさい

#### 公園の景観

- ・親水公園（美波町）
- ・「トンボ公園」ピオトーブ（牟岐町）

#### まつりや行事の景観

- ・赤松神社の秋祭り（吹筒花火）



小松島市街



檜原の棚田（上勝町）



勝浦川（勝浦町）

**海・海岸の景観**

- ・弁天島より見る小松島
- ・弁天さんの岩
- ・横須の海水浴場の復活

**漁村・港の景観**

- ・あじ釣
- ・天日干し

**山の景観**

- ・高丸山（上勝町）
- ・正木
- ・勝浦川の田浦から芝生の山沿
- ・沼江パイロットからのながめ
- ・福原 一休茶屋からの山とダム湖
- ・福原 吉ヶ平の岩屋

**滝・渓谷の景観**

- ・立川渓谷

**山村の景観**

- ・檜原の棚田（上勝町）

**川の景観**

- ・勝浦町 棚野堰
- ・正木ダム周辺
- ・正木落合の川原
- ・正木美愁湖
- ・二条通り、三条通りの川周辺
- ・護岸保全（手長エビ）
- ・立江川の葦
- ・星谷橋
- ・勝浦川の鮎釣

**歴史的な景観**

- ・今山農村舞台
- ・小松島旧市街の古くて新しい家
- ・長屋門前（小松島市金磯町）
- ・中田町の石堀と醤油屋さん
- ・西野家
- ・多田家
- ・八千代橋

**社寺の景観**

- ・鶴林寺（勝浦町）
- ・仏石（勝浦町）
- ・立江寺の隣や周辺
- ・恩山寺
- ・坂本八幡神社
- ・傍示 普門寺
- ・ミニ八十八ヶ所（星谷、今山）
- ・八重地 長楽寺の天井絵・旭 黒松寺のふすま絵
- ・義経ロード

**樹木や植物の景観**

- ・生名の桜（勝浦町）
- ・生名の大銀杏
- ・榎淵の八幡神社の大樹
- ・旭千年の森
- ・正木慈眼寺大銀杏
- ・正木上勝小学校大銀杏
- ・福原横峯橋の千本つつじ
- ・しだれ十月桜
- ・福原願成寺しだれ桜
- ・福原天泊りの淵紅葉
- ・生実殿 川谷渓谷の紅葉
- ・生実久保の大杉

**公園の景観**

- ・小松島新港公園
- ・たぬき公園
- ・日赤病院の緑地
- ・榎淵のバラの花園
- ・星谷運動公園
- ・あじさいランド美粧園

**まつりや行事の景観**

- ・ホタル祭り（与川内、正木藤川谷川他）
- ・ビッグ雑祭り
- ・坂本あじさい祭り
- ・月ヶ谷温泉5月鯉幟

**あかりの景観**

- ・日の峰山頂から見た小松島市内の夜景
- ・正木 上勝小学校 冬のイルミネーション
- ・福原 月の宿の夜景
- ・ダイオードの光 旭 カブキ

**橋や道路の景観**

- ・立江川沿いの道路



剣山国定公園



うだつのまちなみ（脇町）



たばこ畑（つるぎ町）

**山の景観**

- ・ 剣山
- ・ 木綿麻 温泉からの眺望
- ・ 中尾山 高原
- ・ 天行山（木屋平字大北）石段など
- ・ 剣山が見えるスポット
- ・ 美馬土柱（よろいだけ）
- ・ 塔丸峠
- ・ 首野恋人（こいと）峠
- ・ 水源林と施設
- ・ 竜王山

**滝・溪谷の景観**

- ・ 鳴滝や土釜などの滝
- ・ 貞光川・木綿麻川の溪谷美（随所：五月が見頃）
- ・ 百々（どんど）の滝
- ・ 土々呂の滝
- ・ 穴吹川溪谷
- ・ 関定の滝
- ・ 魚返りの岩

**樹木や植物の景観**

- ・ エノキなどの大木
- ・ 巨樹の里一字
- ・ 奥大野集落の赤松
- ・ しだれ桜（吉良集落）
- ・ 川井峠のしだれ桜
- ・ しだれ藤（半田字逢坂）
- ・ 高清の大杉（半田字高清）
- ・ 別所の大楠
- ・ すずかけ草の群生地
- ・ エドヒガンザクラ
- ・ オオムラサキの生息地
- ・ 中山路のイチヨウ
- ・ 白滝山の紅葉

**歴史的な景観**

- ・ 南町裏 石垣と門 船着場（脇町）
- ・ 二層うだつの町並み、商家（織本屋）
- ・ うだつの町並みに通じる小路
- ・ うだつの町並みにある石しるべ（一字街道）
- ・ 旧庄屋 屋敷
- ・ 貞光劇場（貞光）
- ・ 三木家としだれ桜
- ・ 青木邸
- ・ 郡里廃寺跡
- ・ 十間長屋
- ・ オデオン座（脇町）
- ・ 木屋平字貢
- ・ 段の塚穴
- ・ 重清城あと

**社寺の景観**

- ・ 端四国八十八カ所（貞光，一字，半田のお堂巡り）
- ・ 貞真寺の山門 稲田家の菩提寺
- ・ 最明寺の萩 毘沙門
- ・ 口山宮内の白人神社
- ・ 幡神社 大晦日の竹燈籠
- ・ 真楽寺 仁王像
- ・ 伊射奈美神社
- ・ 多聞寺の庭園

**川の景観**

- ・ 吉野川とその支流
- ・ デ・レーケの堤
- ・ 三谷の山から見える吉野川の風景
- ・ 本楽寺から見える吉野川の風景
- ・ 四国三郎の郷の前の吉野川
- ・ 中野谷川の堰堤・高瀬谷川1号堰堤
- ・ 吉野川のカンドリ舟

**山村の景観**

- ・ 田園のなかの農村集落と山の斜面にたつ山村集落
- ・ 柿すだれ（赤松，大野集落）

**池の景観**

- ・ 小星大師の池周辺
- ・ 夫婦池

**市街地の景観**

- ・ ゆうゆうパーク，スポーツ広場，貞光ゆうゆう館
- ・ 「しでの家」交流施設
- ・ 四国三郎の郷
- ・ 水車の里
- ・ ブルーピラ穴吹
- ・ 於安パーク

**農村の風景**

- ・ 樫原農村風景
- ・ 大麦粉し（一字）
- ・ 半田ソーメン
- ・ 煙草（つるぎ町）

**橋や道路の景観**

- ・ 宮内の潜水橋

**あかりの景観**

- ・ 美馬町の夜景（高速道からみた）



椿川（阿南市）



拝宮農村舞台（那賀町）



工業の景観（阿南市）

**海・海岸の景観**

- ・蒲生田 岬、岬の南側
- ・中林 海岸の砂浜
- ・弁天島
- ・中林 サイクリングロード
- ・津乃峰 山頂より橋湾
- ・淡島
- ・柏 海岸の岩浜
- ・明神山からの眺望
- ・北の脇海岸
- ・椿町の曲り、小杭など

**漁村・港の景観**

- ・椿泊のまちなみ
- ・橋港
- ・椿町
- ・椿泊漁港

**山の景観**

- ・南島集落から西方山の眺望
- ・津乃峰 山頂付近の家具の岩屋、洞穴探検
- ・ファガスの森 高城山
- ・平家平
- ・剣山スーパー林道
- ・奥槍戸

**山村の景観**

- ・相名柵田（那賀町）
- ・牛輪の茶畑

**滝・溪谷の景観**

- ・大轟の滝（木沢）
- ・午尾（ごお）の滝
- ・雨上がりの滝
- ・大釜の滝（木沢）
- ・雨霧の滝
- ・高ノ瀬峡（木頭北川）

**川の景観**

- ・那賀川 河口部河川敷
- ・住吉町
- ・吉井町 鯉のぼり
- ・桑野川 沿いの休憩施設
- ・大瀧町の打樋川
- ・福井川の四つ手網漁
- ・加茂町
- ・南岸の堰
- ・鷺敷ライン
- ・ダム（川口、長安口）

**池の景観**

- ・蒲生田 岬の池
- ・三日月池

**農村・農業の景観**

- ・大野、上中地区のビニールハウス（人参栽培）
- ・長生町 水車の風景
- ・中林町の特徴ある集落
- ・福井町、桑野町の里山の風景
- ・新野町の竹林と山
- ・南林町
- ・大瀧町

**歴史的な景観**

- ・拝宮農村舞台
- ・富岡町、津乃峰町
- ・榎野邸の堀（黒土町）
- ・牛岐城址

**社寺の景観**

- ・太龍寺
- ・王子神社 里山の景観
- ・鷺敷ロープウェイ
- ・水崎の新四国霊場
- ・お松大権現
- ・橋港大谷山の観音さん
- ・黒瀧寺

**樹木や植物の景観**

- ・太龍寺の杉並木
- ・和無田八幡神社の大杉
- ・休耕地のコスモス畑（羽ノ浦町）
- ・蝉谷神社の大杉
- ・明谷の梅林

**公園の景観**

- ・出島の野鳥園
- ・福井のワンダーランド
- ・ひょうたん池の風景
- ・岩脇公園の桜の馬場
- ・西部公園
- ・野鳥公園（那賀川町）
- ・福井ダムの公園
- ・日亜の森
- ・東部公園の芝生
- ・県南部健康運動公園

**橋や道路の景観**

- ・那賀川 鉄道橋
- ・那賀川大橋（羽ノ浦町）

**まつりや行事の景観**

- ・鯉のぼり（阿南市加茂谷）
- ・船だんじり（阿南市椿泊町）
- ・水仙まつり

**工業の景観**

- ・福村町 王子製紙
- ・橋町 石油火電
- ・日亜化学本社前のコスモス畑から建物の眺め
- ・辰巳工業団地
- ・橋湾 石炭火電

**あかりの景観**

- ・津乃峰から見る夜景
- ・羽ノ浦山からの夜景



吉野川



熊谷寺（阿波市旧土成町）



三木家裏（松茂町）

### 川の景観

#### 吉野川の景観

- ・変化のある流れ（吉野町）
- ・ゆったりした川の流れ（上板町～藍住町）
- ・土手のある川の景観（上板町第十新田）  
下流域の豊かな水の流れ
- ・今切川（松茂町）  
歴史的背景がある運河
- ・三木家周辺（松茂町）
- ・今切川，吉野川，渡し船（松茂町）
- ・旧吉野川，今切川の河口堰（松茂町，北島町）

### 池の景観

- ・浦之池（土成町）

### 歴史的な景観

- ・岡田製糖所（上板町）
- ・三木家（松茂町）
- ・関所跡（板野町）
- ・犬伏家（藍住町）

### 社寺の景観

- ・熊谷寺（土成町）
- ・地藏寺（板野町）
- ・大山寺（上板町）
- ・諏訪神社（藍住町）
- ・乳保神社（上板町）
- ・安楽寺（上板町）
- ・春日神社（藍住町）

### 樹木や植物の景観

- ・徳島北高校の楠の木（北島町）
- ・松島の千本桜（上板町 県畜産試験場）
- ・乳保神社の大イチョウの木

### 公園の景観

地形的に恵まれた、遠望のきく整備された場所

- ・あせび公園
- ・大坂峠（板野町）  
歴史を伝える公園
- ・宮川内谷川公園（土成町）
- ・糖源公園（上板町）  
都市的な公園
- ・あすたむらんど徳島（板野町）
- ・チューリップ公園（北島町）
- ・月見ヶ丘公園（松茂町）
- ・バラ園（藍住町）
- ・桜堤公園（藍住町）

### 橋や道路の景観

- ・西条大橋（吉野町）
- ・徳島北環状線（藍住町）
- ・三つ合橋

### 農業・農村の景観

- ・川端駅周辺（板野町）
- ・連続するピニオン（藍住町）
- ・たばこの葉が連続する形態（板野町）



お堀（徳島市）



山村（佐那河内村）



阿波踊り（徳島市）

**海・海岸の景観**

- ・大神子海岸
- ・小松海岸
- ・沖洲の松林

**漁村・港の景観**

- ・漁港（徳島市津田町）

**山の景観**

- ・眉山
- ・城山
- ・弁天山

**山村の景観**

- ・元山地区の棚田（神山町鬼籠野）
- ・田園風景
- ・江田集落の棚田（神山町上分）

**滝・渓谷の景観**

- ・雨乞いの滝（神山町）
- ・三ツ木の滝（神山町）
- ・帰依の滝（神山町）

**川の景観**

- ・吉野川流域、吉野川の河口
- ・菜の花畑
- ・河川敷グラウンド
- ・中小河川
- ・新町川，ひょうたん島
- ・園瀬川
- ・佐古川沿いの景観

**その他**

- ・吉野川水系最後の渡し（川内町）

**池の景観**

- ・地藏院の池と鴨
- ・国府町の用水の源
- ・しらすぎ団地西側のため池群

**市街地の景観**

- ・徳島駅前
- ・銀座のモール
- ・広幅員街路

**歴史的な景観**

- ・徳島城址とお堀
- ・寺町と参道
- ・庄町のまちなみ
- ・青石通り
- ・犬飼農村舞台（徳島市八多町）
- ・近代化遺産
- ・巡航船

**社寺の景観**

- ・丈六寺
- ・諏訪神社
- ・朝立彦神社（飯谷町）
- ・徳円寺
- ・神明神社（徳島市南田宮）

**農業・農村の景観**

- ・レンコン畑
- ・国府町周辺の田園
- ・田園風景としらすぎ（川内町周辺）

**樹木や植物の景観**

- ・明王寺のしだれ桜（神山町）
- ・紫陽花（佐那河内村）
- ・ホルトノ木
- ・ケヤキ並木
- ・ポプラ並木
- ・松並木
- ・藩政時代の松

**公園の景観**

- ・新町川（水際）公園，ボードウォーク
- ・藍場浜公園
- ・徳島公園
- ・とくしま植物園
- ・昭和公園
- ・みなと公園
- ・神山森林公園

**橋や道路の景観**

- ・吉野川大橋
- ・吉野川橋
- ・四国三郎橋
- ・末広大橋のフォルム
- ・架橋中の東環状大橋
- ・新町橋
- ・こんにやく橋

**まつりや行事の景観**

- ・阿波踊り
- ・傘踊り（神山町）
- ・阿波踊りヨットレース
- ・灯籠流し

**あかりの景観**

- ・新町川の夜景
- ・ひかりプロムナード
- ・ケンチョピア他でのイルミネーション



鳴門海峡



なつかしい風景（板東駅周辺）



ドイツの鐘と桃畑（大麻町）

**海・海岸の景観**

- ・鳴門海峡，大鳴門橋
- ・鳴門町土佐泊
- ・鳴門スカイライン
- ・岡崎海岸，夫婦岩
- ・小鳴門新橋から見た漁村と海
- ・撫養川たいこ橋から見た北東面の海
- ・瀬戸町 湊谷から西を見た海
- ・鯛山、鯛山の眺め
- ・高島の渡し場までの橋
- ・堀越水道の夕焼け
- ・北灘から「みつ島」の眺望
- ・小鳴門大橋西側から土佐泊を望む（紀貫之の歌碑）
- ・瀬戸町北泊
- ・栗津高
- ・渡し船3ルート
- ・鳴門町大毛島
- ・瀬戸町小島田，中島田
- ・ウチノ海
- ・瀬戸町堂浦
- ・室周辺の海岸線
- ・島田島の四国の道
- ・ロマンチック街道
- ・鳴門高島渡船場
- ・堂浦漁村集落

**山の景観**

- ・大麻山
- ・たつみ峠
- ・大麻山登山道
- ・妙見山

**川の景観**

- ・撫養川
- ・新池川
- ・板東谷川
- ・旧吉野川
- ・大谷川とホタル

**市街地の景観**

- ・鳥居記念館
- ・ドイツ館，道の駅「第九の里」，賀川豊彦記念館
- ・コスモス街道，夏はひまわり
- ・鳴池線 県道から坂東谷川，新ドイツ橋（高速道），大麻山を望む
- ・JR板東駅の駅のある風景
- ・JR鳴門線と大谷焼

**歴史的な景観**

- ・門前町
- ・大麻町 板東
- ・撫養街道
- ・南浜の八木邸（漆喰ほていの鍍絵）
- ・南浜蛭子浜西黒壁漆喰
- ・林崎の庄野熊蔵家
- ・紀伊商店（若布小売店）商家の構え
- ・林崎（旧赤線地帯）
- ・大麻比古神社参道
- ・岡崎の置屋
- ・庄野燐太郎家 防火用水
- ・水野旅館
- ・その他

- ・福永家
- ・鳴門鯛（松浦酒造）
- ・大谷焼の登り釜
- ・福寿醤油

**社寺の景観**

- ・霊山寺
- ・大麻比古神社
- ・南北朝の武将
- ・阿波神社の森
- ・極楽寺
- ・光勝院
- ・細川頼春の墓

**樹木や植物の景観**

- ・ドイツ館と桃の花
- ・撫養町妙見山の桜

**公園の景観**

- ・小鳴門公園
- ・鳴門公園展望台，千疊敷
- ・中央公園の桜
- ・ウチノ海総合公園
- ・福永家跡塩田公園
- ・運動公園の桜

**農業・農村の景観**

- ・大麻町 坂東
- ・大麻比古神社周辺の梅畑
- ・大谷姫田のハスの花
- ・大川筋，谷筋の農村集落
- ・大津町
- ・大手海岸里浦町
- ・北灘町



吉野川と高越山



藍屋敷（石井町）



田園風景（石井町）

#### 山の景観

- ・高越山
- ・向麻山
- ・種穂山
- ・山川少年自然の家
- ・土柱（阿波市）
- ・堀割峠
- ・大観望

#### 滝・溪谷の景観

- ・水神の滝
- ・鳴滝（つるぎ町貞光）
- ・ぼろぼろの滝（吉野川市美郷）

#### 川の景観

- ・吉野川
- ・飯尾川
- ・前川（吉野川市山川町）
- ・柿原堰（阿波市柿原）
- ・善入寺島（吉野川市，阿波市）
- ・千田須賀の渡し場
- ・小笠の渡し場
- ・岩津の湍
- ・日開谷川
- ・川田川
- ・第十堰（石井）
- ・源太の渡し場
- ・三軒屋の渡し場

#### 池の景観

- ・江川湧水源
- ・柳水庵
- ・金清池
- ・麻名用水

#### 市街地の景観

- ・チェリーロードから見た鴨島周辺の景観

#### 歴史的な景観

- ・藍屋敷
- ・武知家藍寝床
- ・川島城
- ・須見家
- ・原土のふるさと
- ・市場町興崎字北分（市場中学校付近）
- ・切幡寺門前町（阿波市）
- ・飯尾街道の街並み
- ・田中家住宅（石井町）
- ・空海の道
- ・上桜城址
- ・尾崎家
- ・工藤館

#### 社寺の景観

- ・十楽寺
- ・法輪寺
- ・藤井寺
- ・地福寺
- ・高越寺
- ・玉林寺
- ・熊谷寺
- ・切幡寺
- ・童学寺
- ・桜間神社
- ・隨身門
- ・川島神社

#### 樹木や植物の景観

- ・壇の大クス
- ・船窪のつつじ（吉野川市山川町）
- ・ホタル（吉野川市美郷）
- ・矢神のイチョウ
- ・学のおとう棚（吉野川市）
- ・市場町筋商工会議所東側の芝桜
- ・津田川島線の桜
- ・農業大学の桜（石井町）
- ・王寺神社の大楠
- ・太鼓坂
- ・二つ森の桜

#### 公園の景観

- ・鴨島公園
- ・川島公園
- ・吉野川遊園地
- ・バンブーパーク

#### 橋や道路の景観

- ・阿波中央橋
- ・六条大橋
- ・浮橋
- ・ふいご吊り橋
- ・西条大橋
- ・岩津の吊り橋
- ・潜水橋
- ・虹の橋





落合集落（三好市東祖谷）



加茂の大楠（東みよし町）



うだつ（三好市池田町）

**山の景観**

- ・ 剣山
- ・ 見の越より奥祖谷かずら橋方面
- ・ 落合峠～深淵の間の自然林・松尾の名水
- ・ 天然記念物黒沢湿原
- ・ 白地峰
- ・ 中津山（なかつさん）
- ・ パラグライダー（風呂塔，立石山）
- ・ 深淵（東祖谷）
- ・ 腕山スキー場及びそこよりの風景
- ・ 半田岩
- ・ 塩塚高原（三好市山城）
- ・ 竜ヶ岳，竜ヶ岳の名水
- ・ 阿讃農地直線道路
- ・ 足代の台眺望点
- ・ 落合峠（東祖谷）
- ・ 児なき爺

**山村の景観**

- ・ 下影の棚田（三好市井川）
- ・ 東山の棚田（東みよし町三好）
- ・ 東祖谷，西祖谷の民家
- ・ 井内地区村の風景
- ・ 落合集落（東祖谷）
- ・ 川崎集落の景観
- ・ 石垣や民家

**滝・溪谷の景観**

- ・ 大歩危，小歩危（三好市山城）
- ・ かずら橋（西祖谷）
- ・ 松尾川（三好市山城）
- ・ 三枚とべ（三段滝）
- ・ とびの巣峡
- ・ 祖谷溪の景観
- ・ 大宮谷のシャワークライミング
- ・ 土々呂の滝
- ・ 金剛の滝（紅葉の滝）
- ・ 二重かずら橋（東祖谷）
- ・ 龍頭の滝（三好市三野）
- ・ 一升水（湧き水）
- ・ アオバイの滝 紅葉
- ・ 祖谷溪キャンプ場
- ・ 松の滝

**川の景観**

- ・ 池田ダム周辺
- ・ 吉野川とカンドリ舟
- ・ 美濃田の遊覧船
- ・ 有瀬地区から見た吉野川に架かる雲海
- ・ 八枚なべら（千畳敷八枚岩）
- ・ ぶぶるパーク水辺の楽校
- ・ 美濃田の淵
- ・ 増川のホタル
- ・ 吾橋
- ・ 吉野川の竹林

**農業・農村の景観**

- ・ 平野部の田園風景（東みよし町）
- ・ 水の丸地区いちごの産地・泉野から加茂を望む
- ・ 芝生（しばう）山からの眺望

**歴史的な景観**

- ・ 川人家庄屋敷
- ・ 旧江口郵便局舎
- ・ うだつの街並み（三好市池田）
- ・ 辻のまちなみ（三好市井川）
- ・ 馬宮家武家門
- ・ 法市の農村舞台
- ・ 飲み屋通り

**社寺の景観**

- ・ 雲辺寺
- ・ 新田神社と岩陰遺跡
- ・ 大枝（鉾杉）
- ・ 八幡神社
- ・ お花大権現
- ・ 大剣神社
- ・ 八石城跡
- ・ 箸蔵寺
- ・ 鴨神社の階段
- ・ 大川，大川神社

**樹木や植物の景観**

- ・ 加茂の大楠（東みよし町）
- ・ しだれモミジ
- ・ 西庄池の桜
- ・ 興聖寺の桜
- ・ 加茂小の大学松
- ・ 野鹿の池のシャクナゲ
- ・ 長福寺のいちよう
- ・ 農村公園の桜

**公園の景観**

- ・ ぶぶるパーク水辺の楽校
- ・ ヘそっこ公園

**橋や道路の景観**

- ・ 吉野川に架かる橋，鉄橋
- ・ 東みよし橋
- ・ 角ノ浦大橋
- ・ 青雲橋

**まつりや行事の景観**

- ・ 神代踊り（西祖谷）

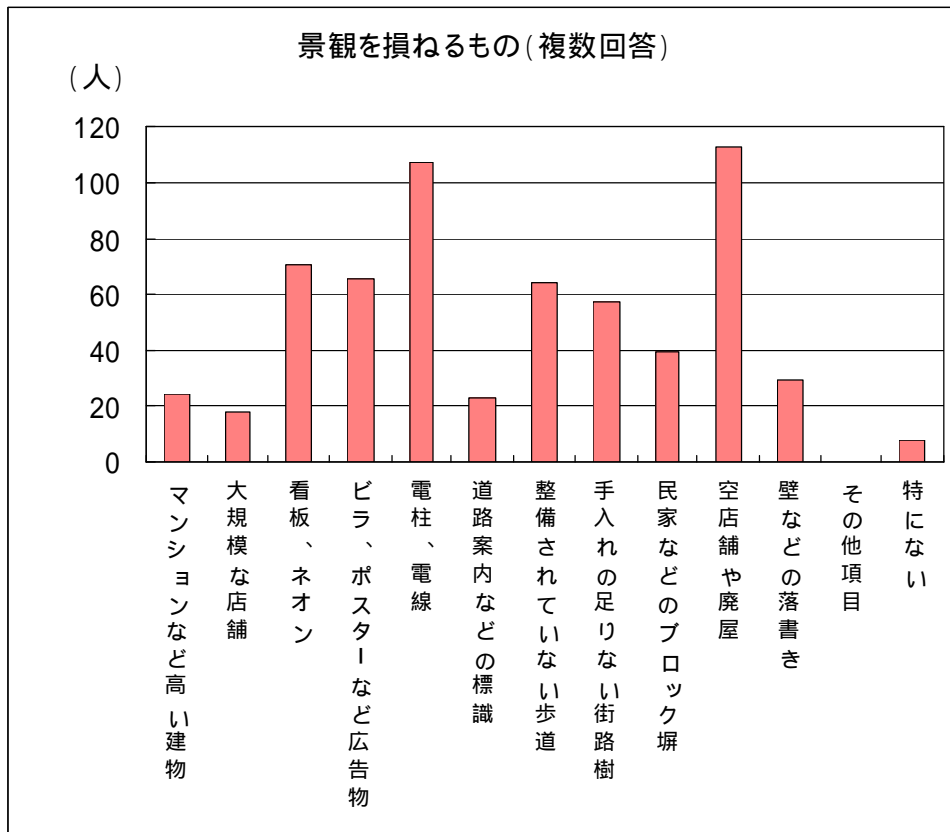
3) 各地区で話し合われた景観づくりのキーワード

地区名	景観に関わる活動	景観づくりのキーワード
海部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お遍路さんへのお接待(美波町)</li> <li>・城山に桜を植え、肥料をやる活動(美波町)</li> <li>・アドプト(牟岐町)</li> <li>・ボランティア(牟岐町)</li> <li>・海岸の清掃活動(牟岐町, 海陽町)</li> <li>・母川のホタルを守る清掃活動(海陽町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸等の自然の保護。公共事業も配慮を。</li> <li>・南阿波サンラインの有効活用</li> <li>・古い建築物の保存と空き屋対策</li> <li>・地域や行政に景観まちづくりのリーダー・キーマンが必要</li> <li>・地域の景観に対する理解とそのための取り組み</li> </ul>
小松島 ・勝浦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田浦町の水車と蛸祭り</li> <li>・地域住民で西原活性化協議会をつくっている。商工会議所が援助している。</li> <li>・立江川の葦原 地元の漁協が取り組んでいるが、昔のように活用されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観まちづくりの広報や周知</li> <li>・歴史的意義のある建物(西野家, 多田家)</li> <li>・若い人へ継承(水車等)</li> <li>・川を綺麗に</li> <li>・情報を交換する場が必要</li> <li>・文化と歴史を残す</li> <li>・共有できるデザイン</li> </ul>
美馬		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の維持</li> <li>・うだつの町並みを拠点とした観光の取り組み</li> <li>・人づくり・意識づくり</li> <li>・景観の保全が生活に結びつく仕組みづくり</li> <li>・自然の保全</li> <li>・ボランティア</li> <li>・サイン(標識)の充実</li> </ul>
阿南・那賀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観保全のための建築協定(阿南市第二春日野団地)</li> <li>・青年団によるコスモス畑(阿南市)</li> <li>・休耕地をコスモス畑や家庭菜園に利用(阿南市羽ノ浦町)</li> <li>・アドプトによる清掃活動(阿南市)</li> <li>・地域の活動「保勝会」(那賀町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バランスのとれた開発と景観保全の共存を模索</li> <li>・自分たちの地域の景観資源を再認識し、愛着と誇りを持つ</li> <li>・地域の住民が問題意識を持って活動する</li> <li>・地域自ら情報発信し、活動するグループづくり</li> <li>・那賀川を中心とする上流～下流の住民レベルでの交流活動を積極的に行う</li> </ul>
板野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園整備のワークショップ(松茂町)</li> <li>・正法寺川の清掃活動(藍住町)</li> <li>・板野駅にプランターで花を植えるボランティア(板野町)</li> <li>・地域の清掃活動(大坂峠, あせび公園)</li> <li>・無人の神社や寺でも清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野川を鑑賞するところがない</li> <li>・内側(庭)の景観から外側の見せる景観へ</li> <li>・屋根は日本瓦と新建材が混在している</li> <li>・松並木を残したい</li> <li>・氾濫している屋外広告物(昔は一貫性をもった話し合いがなされた)</li> </ul>
徳島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO 法人新町川を守る会</li> <li>・徳島城址を愛する会</li> <li>・マンション建設反対運動</li> <li>・町内会や学校単位の清掃活動</li> <li>・眉山に桜を植える会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政は景観行政団体となること</li> <li>・市民は景観の大切さを気付くこと</li> <li>・住民・行政協働で景観を考えるネットワークづくり</li> <li>・規制型のルールづくり</li> <li>・小さな緑を増やし、大きな緑を残す</li> <li>・日常的な清掃活動等の継続が大切</li> </ul>
鳴門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光ウォーキングにボランティアの説明</li> <li>・自分の家の前の草は自分で処理</li> <li>・木の消毒や草刈り</li> <li>・花街道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の意識づくり、行政による仕掛けづくり</li> <li>・住民と行政の連携</li> <li>・地域リーダーの育成・養成</li> <li>・私権の制限が必要であるからこそ、地域の活動に行政が付加価値をつけることが必要</li> <li>・バラック, 大谷焼の登り釜, 史跡等を誰もが見やすいようにPRし残していく</li> </ul>
吉野川市・石井・旧阿波郡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街角コンサート, 街角美術館(吉野川市鴨島町)</li> <li>・美郷ホタル館(吉野川市美郷)</li> <li>・奥野井自治会ボランティアからスタートした船窪オレンジツツジ群生の管理(吉野川市山川町)</li> <li>・高開の石積み(吉野川市美郷)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に興味を持つよう意識改革</li> <li>・まちづくりの啓発活動</li> <li>・地域学習等により自分のまちを知る</li> <li>・身近なことから始める</li> <li>・行政と住民とのコミュニケーション不足</li> <li>・建物の色や看板の規制</li> <li>・今ある絵になる風景、ほっとする景色を残す</li> </ul>
三好	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剣山観光を進める会</li> <li>・古川地区の大楠保存会(東みよし町)</li> <li>・落合集落の保存会(三好市東祖谷)</li> <li>・増川の活性化を考える会(東みよし町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の意識改革</li> <li>・適正な情報提供</li> <li>・地域の歴史や由来の継承</li> <li>・人材の育成</li> <li>・地域人口の維持</li> <li>・自然の適正な管理</li> <li>・都市計画や農振地域の見直し</li> </ul>

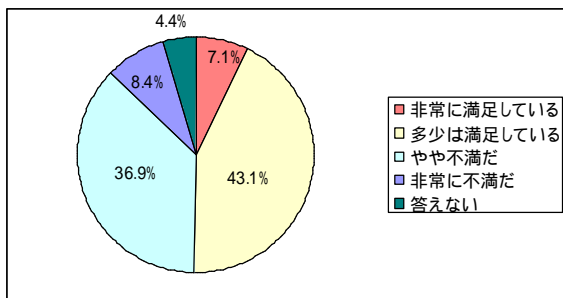
(4) 景観に関するアンケート

県では、景観ワークショップの参加者を対象に、景観に関するアンケートを実施しました。このアンケートは、平成18年8月に読売新聞社が実施した世論調査と同じ調査項目で実施しています。なお、調査のサンプル数は、225人です。

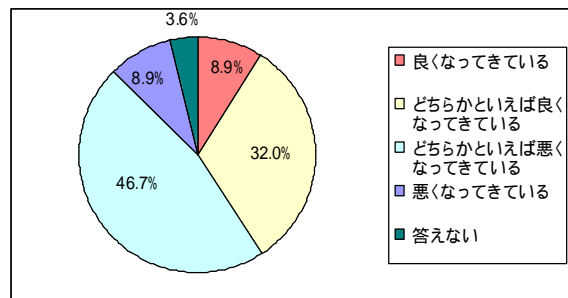
Q1 あなたは、今お住まいの地域で、街並みや景観を損ねていると思うものがありますか（複数回答可）



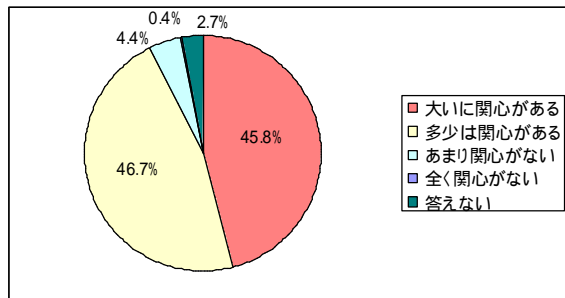
Q2 あなたは、今お住まいの地域の街並みに、全体として、満足していますか、満足していませんか。



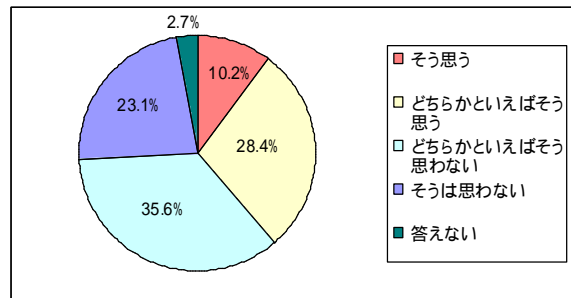
Q3 あなたは、お住まいの地域の街並みは、最近、良くなってきていると思いますか、悪くなってきていると思いますか。



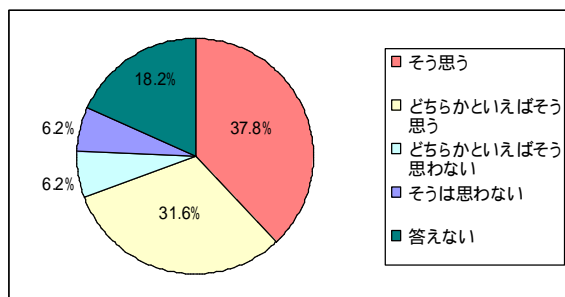
Q 4 あなたは、お住まいの地域の街並みを整備することに、関心がありますか、ありませんか。



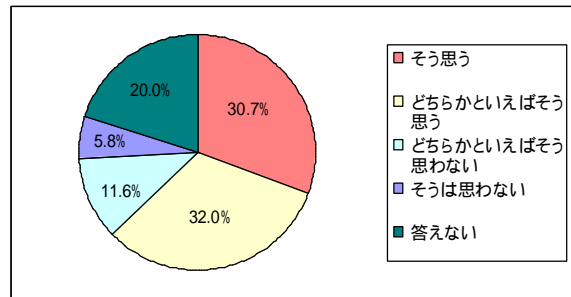
Q 5 あなたは、今お住まいの自治体は、街並みを良くすることに積極的に取り組んでいると思いますか、そう思いませんか。



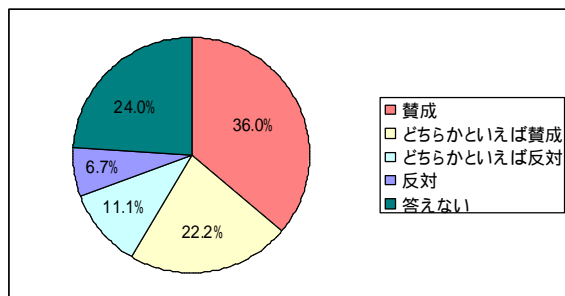
Q 6 あなたは、街並みを良くするために、建物の高さや色などの規制を強化する方が良いと思いますか、そうは思いませんか。



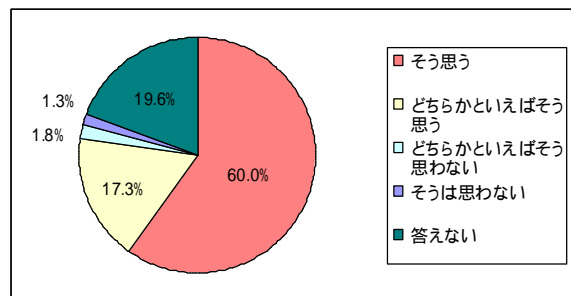
Q 7 地域によっては、美しい街並みを守るために、家の屋根や壁、塀、門などの色を変える場合、自治体の許可が必要なところもあります。あなたは、お住まいの地域でこうした規制があったとしたら、受け入れることができると思いますか、そうは思いませんか。



Q 8 政府は、東京の日本橋周辺の街並みや景観を良くするために、現在橋の上を通っている高速道路を別の場所へ移す案を検討しています。あなたは、この案に賛成ですか、反対ですか。



Q 9 あなたは、国や自治体が、歴史的な遺産と言われる建造物や街並みを保存したり整備したりすることに、もっと積極的に取り組むべきだと思いますか、そうは思いませんか。



## 6 景観に関する著作

### (1) 県内の景観資料・報告書等

名称	発行
徳島県の近代化遺産 - 徳島県近代化遺産(建築物等)総合調査報告書 -	徳島県教育委員会(H18)
日本の文化的景観 (農林水産漁業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書)	文化庁文化財部記念物課監修
とくしま・景観100選	徳島市(H3)
とくしま まちのデザイン作法集	徳島市(H9)
とくしま まちのデザイン作法集(キーワード集)	徳島市(H9)
東祖谷落合 伝統的建造物群調査報告書	東祖谷山村教育委員会(H15)
脇町伝統的建造物群保存地区調査報告書	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ研究会(S61)
阿波の農村舞台	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ研究会(H4)
徳島の文化財「建築物」	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ研究会(H6)
調査報告書 「漁村集落の - 景 - 」	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ研究会(H7)
阿波の社寺建築	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ研究会(H9)
阿波のまちなみマップ	社団法人徳島県建築士会 阿波のまちなみ研究会(H16) 社団法人全国市街地再開発協会

### (2) 公共事業に関するガイドライン等

分野	名称	所管
都市	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)	国土交通省都市・地域整備局(H17.3)
道路	道路デザイン指針	国土交通省道路局
	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	景観に配慮した防護柵検討委員会(H16.3)
	四国車両用木製防護柵仕様書(案)	四国木製防護柵技術検討委員会(H16.10)
	四国歩行者自転車用木製防護柵仕様書(案)	
	道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン	国土交通省道路局(H17.3)
河川・砂防	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局(H18.10)
	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部(H19.2)
海岸・港湾等	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局, 農林水産省農村振興局, 水産庁(H18.1)
	港湾景観形成ガイドライン	国土交通省港湾局(H17.3)
	航路標識等整備事業景観形成ガイドライン	海上保安庁交通部
住宅・建築物	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局
	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省官庁営繕部
農林	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振興局(H16.8)
	景観農業振興地域整備計画を策定するための手引き	農林水産省農村振興局農村政策課(H17)
全般	徳島県公共事業環境配慮指針	徳島県県土整備部

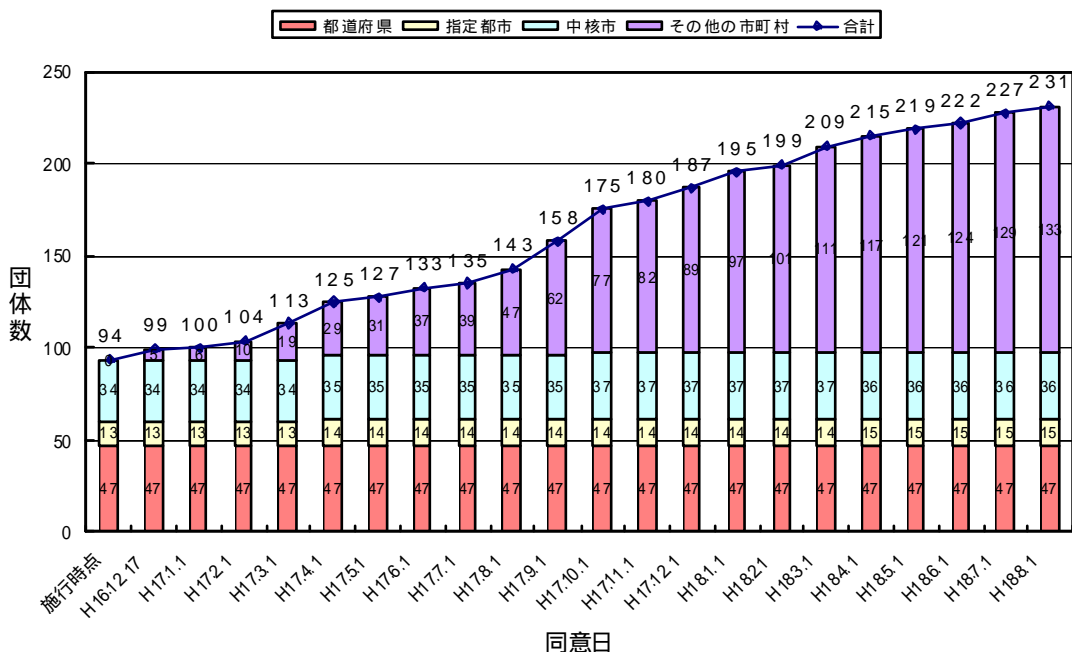
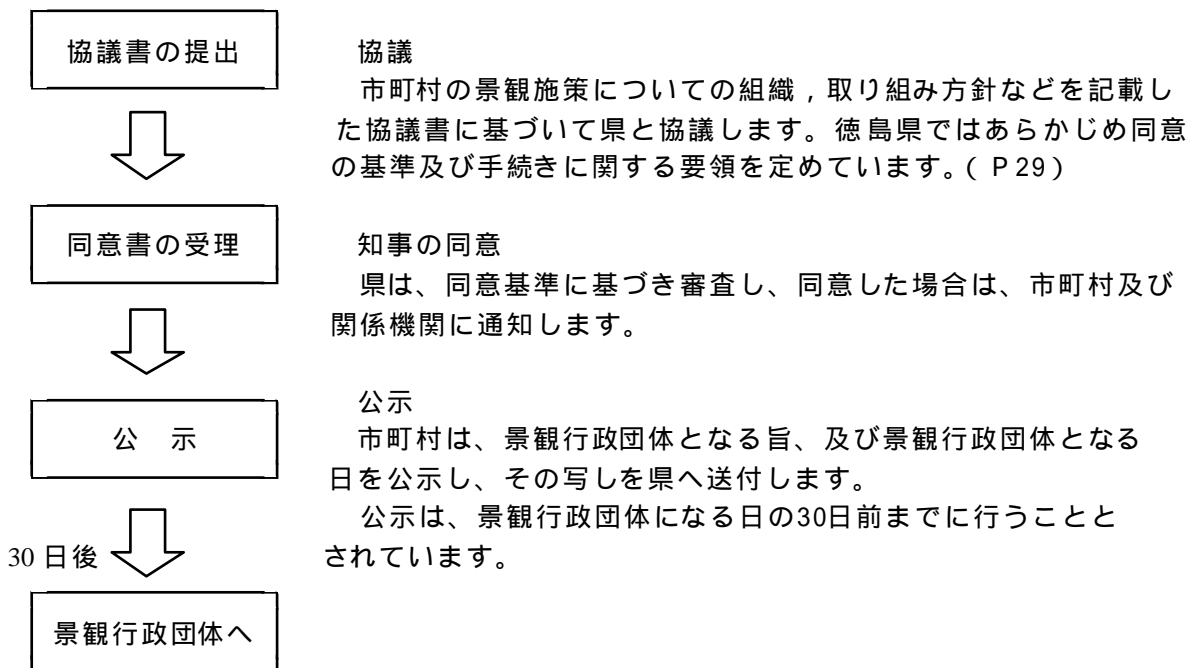
## 7 各種手続きの流れ

### (1) 景観行政団体の協議・同意における手続き

景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政を行うためには、景観行政となる必要があります。中核市・政令市等を除く市町村は、都道府県知事との協議し、同意を受けて景観行政団体となります。

市町村が景観行政団体となる手続きの流れは、次のとおりです。

市町村での手続きの流れ（全体の流れはフロー図参照）



全国の景観行政団体数の推移

出展：国土交通省調査

## 景観法第7条第1項ただし書の規定に基づく徳島県知事の同意基準及び手続きに関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第7条第1項ただし書に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市以外の市町村の長(以下「市町村長」という。)が徳島県知事(以下「知事」という。)と協議し、知事が同意するにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (同意基準)

第2条 景観行政は、基本的には、基礎的自治体である市町村が中心的役割を担うことが望ましく、市町村が景観行政を担当する意欲を持ち、徳島県知事との協議を求めた場合には、市町村の体制上明らかに景観行政が担えない等の例外的な場合を除いて、原則的に市町村が景観行政団体になることについて同意する。

特に、現在、地方自治法に基づく景観条例を策定している市町村等既に景観行政を積極的に推進している市町村が景観行政団体となる意向を示した場合には、徳島県は同意するものとする。

### (協議)

第3条 市町村長の、知事に対する協議は、別記様式第1号において次の事項を記載して行うものとする。

- 一 景観行政団体として、法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理することにつき知事と協議する旨
- 二 上記一を行う予定の部署名及びその組織体制
- 三 法第7条第7項に基づき公示を行う予定の年月日
- 四 これまで取り組んできた景観施策がある場合はその内容
- 五 今後の景観計画策定の基本的な考え方及びそのスケジュール

### (同意)

第4条 知事は、市町村長からの協議に対し同意するときは、別記様式第2号により市町村長に通知するものとする。

### (公示)

第5条 前条の同意を受けた市町村長は、速やかに法第7条第7項に基づく公示を行うとともに、その写しを知事に送付するものとする。

### (関係所属長への通知)

第6条 徳島県県土整備部都市計画課長は、前条の公示の写しの送付があったときには、その旨を関係所属長に通知するものとする。

### 附則

平成17年6月23日から適用する。

(別記様式第1号)

第 年 月 日  
号

徳島県知事

殿

市町村長 氏 名 印

景観行政団体に係る協議について

景観行政団体として、景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理したいので、同法第7条第1項ただし書の規定に基づき協議します。

景観施策担当部署	
上記担当部署の組織体制	
公示予定年月日	
これまで取り組んできた 景観施策	
景観計画策定の基本的考 え方及びそのスケジュール	

必要に応じて、資料等を添付するものとする。



(別記様式第2号)

第 年 月 日  
号

市町村長 氏 名 殿

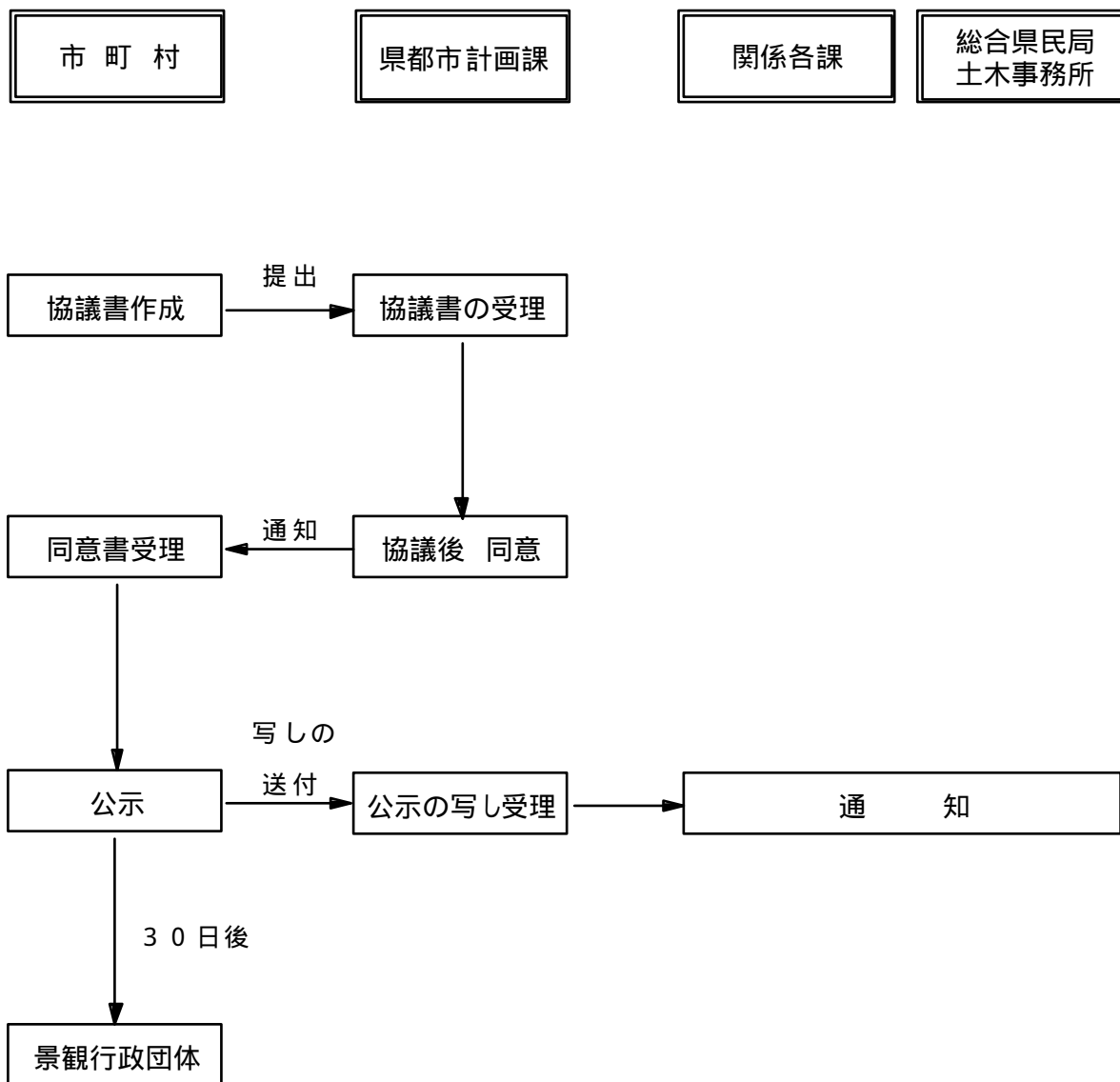
徳島県知事

印

景観行政団体に係る同意について

平成 年 月 日付け第 号で協議のありました、 が景観行政団体となる  
ことについて、景観法第7条第1項ただし書の規定に基づき同意します。

(参考) 景観行政団体となる協議・同意手続きの流れ



( 2 ) 景観計画の住民等提案制度

景観法第 1 1 条では、次の要件を満足すれば景観計画の策定又は変更を住民等から提案することができることとされています。また法第 1 2 条ではこうした提案に対しては、遅滞なく判断をすることが求められていることから景観行政団体となった市町村は、これに備えてあらかじめ提案に必要な手続や様式等を定めておくことが望まれます。また、提案を受けた場合に、その提案を採用するかどうかの判断基準等についても定めておくことが望まれます。

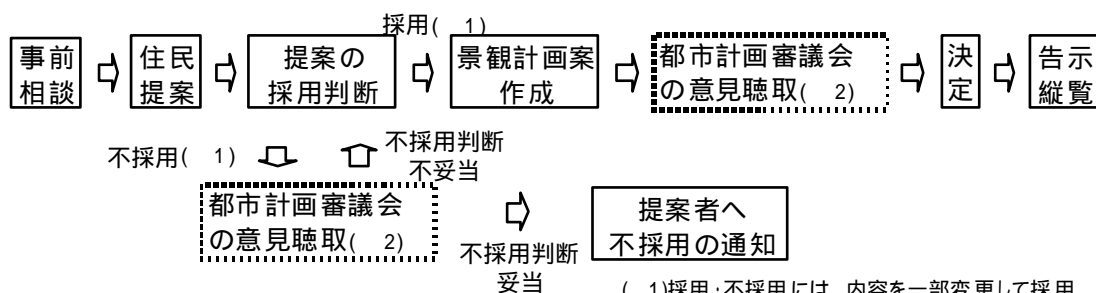
要件

提案できる者 (法第 1 1 条第 1 項、 第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案に係る区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者(以下土地所有者等という。)</li> <li>・まちづくり NPO、公益法人又は条例で定める団体</li> </ul>
提案に係る区域 (法施行令第 7 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0 . 5 ha 以上の一団の土地(条例により面積を 0 . 5 ha 未満に下げることが可能)</li> </ul>
区域内の土地所有者等の同意 (法第 1 1 条第 3 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意(同意した土地所有者等の所有地等の合計面積が区域内(公共施設用地を除く)の総地積の 3 分の 2 以上となる場合に限る。)を得ていること。</li> </ul>

提案に必要な書類(景観行政団体及び景観計画に関する省令第 5 条)

- ・氏名住所を記載した提案書
- ・景観計画の素案
- ・土地所有者等の同意を得たことを証する書類

事務処理フロー



- ( 1 )採用・不採用には、内容を一部変更して採用・不採用を含む。
- ( 2 )都市計画区域又は準都市計画区域内に限る。

(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案制度

景観計画区域内の建造物または樹木について、その所有者または景観整備機構は、その建造物または樹木が良好な景観の形成に重要であって一定の基準を満足する場合には、景観行政団体の長に対して景観重要建造物または景観重要樹木に指定するよう提案することができることになっています。(法第20条、第29条)

従って、景観行政団体である市町村は、あらかじめ提案に必要な様式や資料を定めておくことが望まれます。

指定の基準(法施行規則第6条、第11条)

景観重要建造物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。</li> <li>2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。</li> </ol>
景観重要樹木	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の自然、歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。</li> <li>2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。</li> </ol>

提案に必要な書類(法施行規則第7条、第12条)

景観重要建造物	提案書	氏名 住所 建造物の名称 所在地 外観の特徴
	添付図書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面</li> <li>2 道路その他の公共の場所から撮影した建造物の写真</li> <li>3 所有者が二人以上いる場合で、提案者がそのうちの一部の者である場合には、提案者以外の所有者全員の合意書</li> </ol>
景観重要樹木	提案書	氏名 住所 樹木の樹種 所在地 樹容の特徴
	添付図書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面</li> <li>2 道路その他の公共の場所から撮影した樹木の写真</li> <li>3 所有者が二人以上いる場合で、提案者がそのうちの一部の者である場合には、提案者以外の所有者全員の合意書</li> </ol>

景観整備機構が提案する場合には、当該建造物又は当該樹木の所有者全員の同意書が必要です。

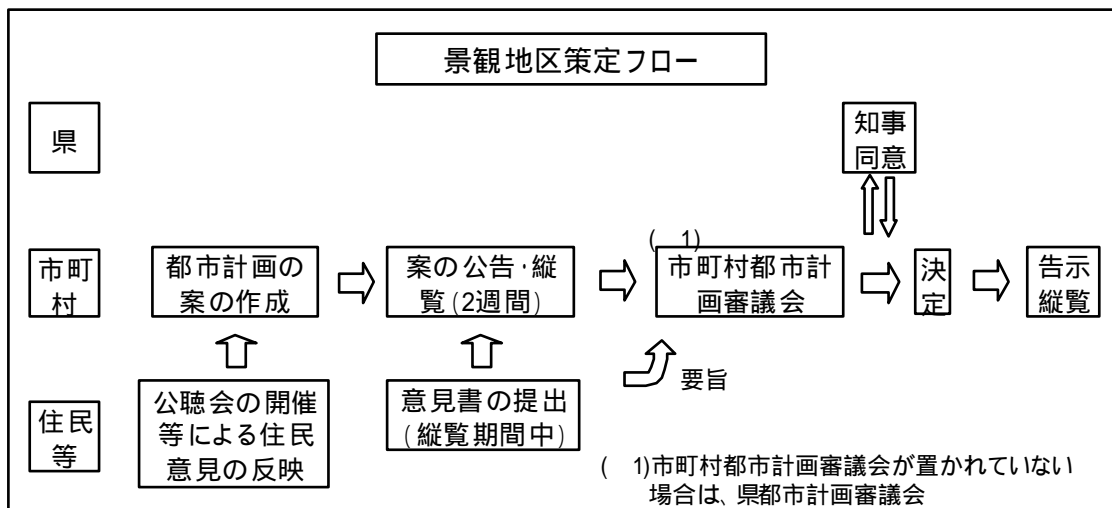
(4) 景観地区の指定の手続き

景観地区は、市町村が都市計画法に基づき定める地域地区の1つです。従って、都市計画区域又は準都市計画区域内においてのみ定めることができますが、留意点として景観行政団体になっていない市町村でも指定が可能だということです。また、景観計画区域内において重複して指定する場合には、その計画内容が景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めなければならないことになっています。(法第61条第2項)

景観地区に関する都市計画で定めなければならない事項は、次のように定められています。

【都市計画で定める事項】	必須事項	選択事項
地域地区の種類、位置及び区域		(都市計画法第8条第3項第1号)
面積及び名称		(都市計画法第8条第3項第3号)
建築物の形態意匠の制限		(景観法第61条第2項)
建築物の高さの最高限度又は最低限度	(	)
壁面の位置の制限	(	)
建築物の敷地面積の最低限度	(	)

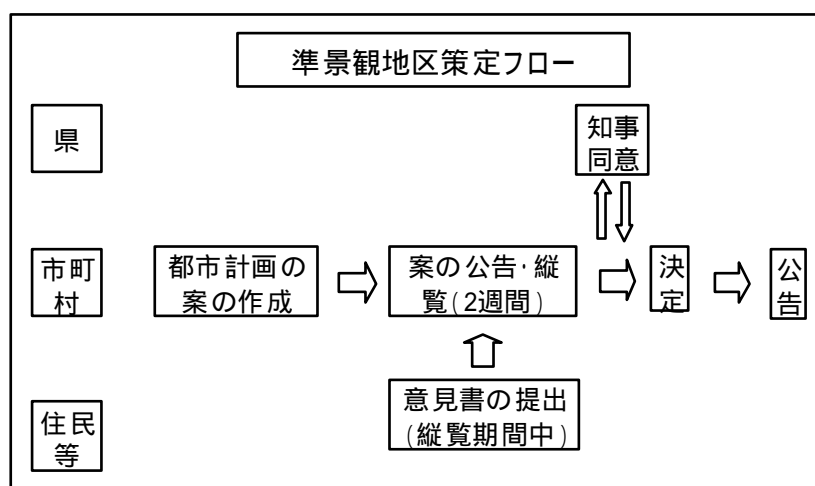
指定の手続きですが、都市計画法に定められた手続きのフローは次のとおりです。



また、景観地区は都市計画であるので、都市計画法第21条の2の規定により土地所有者等は景観地区の提案をすることができることになっています。

### (5) 準景観地区の指定の手続き

準景観地区は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域内において、複数以上の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている区域について、その景観を保全するために指定するものです。法第74条に定める指定の手続きは、次のフローのとおりですが、景観法運用指針によると準景観地区の指定は手続きは、自治事務であることから、市町村の判断において、条例により手続きを付加することができます。



また、指定しようとする旨の公告（法第74条第5項）は、法施行規則第28条に定める次の事項について行うことになっています。

準景観地区の名称

準景観地区の位置及び区域

準景観地区の面積

なお、住民の意見を反映させる措置として、景観法では定められていませんが、景観法運用指針には準景観地区においても、景観地区に準じて、住民提案の手続きが設けることが望ましいとされていることから、条例により規定を設けることが有効であると考えられます。